

令和元年度

第1回土地改良研修会

講演 世界の貿易投資動向とジェトロ北海道の取り組み
—米中貿易戦争など保護貿易の動きとグローバル化—
日本貿易振興機構(ジェトロ) 北海道貿易情報センター所長
白石 薫



一般社団法人 北海道土地改良設計技術協会

講演

世界の貿易投資動向とジェトロ北海道の取り組み

—米中貿易戦争など保護貿易の動きとグローバル化—

開催日時 令和元年 10月30日 13:35～14:50
会場 ホテルポールスター札幌 2F コンチェルト
主催 一般社団法人 北海道土地改良設計技術協会

目 次

1. 本日の講演内容	1
2. 日本貿易振興機構（ジェトロ）の紹介	2
3. 世界と日本の貿易	2
4. 米中貿易戦争	3
5. わが国が目指す方向	7
6. 外国人材活用に向けて	8
7. ジェトロ北海道のとりくみ	9

「世界の貿易投資動向とジェトロ北海道の取り組み」
—米中貿易戦争など保護貿易の動きとグローバル化—

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）
北海道貿易情報センター所長
白石 薫

ご紹介いただきましたジェトロ北海道事務所の白石と申します。本日、私の講演が皆様方に少しでもお役に立てば幸いです。

今回、皆様方のお仕事と私どもの仕事はなかなか接点がないのではないかと思います。少しでも皆様方の立場から考えて、これなら仕事と関係するという題材を選んでお話をさせていただきますと思います。

1. 本日の講演内容（スライド2）

本日は4つの題材を用意させていただきました。まず、私どもジェトロ、日本貿易振興機構のご紹介です。先ほど会長様にご挨拶させていただいたときには、我々の活動をご存じでいらっしゃいました。また、皆様方もご存じの方がいらっしゃると思いますけれども、ふだんのお仕事で我々が皆様に対して、お手伝いする機会は少ないかと思いますので、改めて私どもジェトロの紹介をさせていただきたいと思います。

2番目、世界と日本の貿易は現在どのようなになっているのかという話をさせていただきます。日本と世界の貿易状況が皆様のお仕事にどのように影響を及ぼすのかということをお考えいただければと思います。農業事業者の方々には、貿易自由化、特に農林水産物の輸入に対して大きな懸念をお持ちだとお聞きしております。我々は、農林水産業の皆様に対し、守りだけではなく「攻めていきましょう」、ということで輸出のお手伝いをさせていただいております。その基盤となる農地の土地改良、あるいはその設計をされている皆様方にも、ここは十分関係のあるところではないかと思います。

そして3つ目、外国人材活用に向けて。私どもジェトロはこれまで、輸出はいかがでしょうか、外国企業の誘致もやっていますというようなことをやっていたのですが、これを持続的、継続的にやっていくためには人の育成が重要であることに気づきました。ジェトロ北海道は、一足早く、昨年度から開始しましたが、ジェトロ全体として、本年度から人材育成及び外国人材の活用についての取り組みを開始しています。皆様方におかれましても人手不足であるとお聞きしております。外国人の技術者を育成する、採用することに関心があれば、あるいは日本の国そのものが、今後、日本人だけではなくて外国の方々といろいろな形でかかわってくる、皆様方も外国の方々とビジネスをしなければならない、また、将来、外国の方々と自然にビジネスをする社会がやってくることを考えますと、外国人材の活用に向けて少しはお役に立てるのではないかと思います。

今、ラグビーのワールドカップが開催されております。日本のフィフティーンメンバーは半分以上が外国人、外国生まれと聞いております。多分、日本も将来近いうちに、日本生まれの外国籍の方々、あるいは外国人の方が日本に長くお住まいになって、日本が大好きだという方々とのおつき合いがもっともっと多くなると思います。そういったことを考えながら、3番目の外国人材の活用、人材育成に向けてのお話をさせていただきます。

した。ただ、私どもは、単純労働のお手伝いはさせていただいておりません。企業等に、正式採用をして、将来の幹部候補、あるいは皆様方が海外に展開するときに現地のトップあるいは幹部になるような方々の採用、活用のお手伝いをさせていただいております。

そして最後に、ジェットロ北海道の取り組みについてご紹介させていただこうと思っております。1時間の時間をいただいておりますので、できるだけ皆様方の関心をそがないように頑張って説明させていただきます。

2. 日本貿易振興機構（ジェトロ）の紹介（スライド3, 4）

まず、ジェトロでございます。以前は特殊法人でした。独立行政法人法が施行しまして、名前を変えて2002年に独立行政法人日本貿易振興機構となりました。我々の最大の特徴は、国内外にネットワークがあるところがございます。国内の全都道府県でございます。後ほどご紹介しますが、北海道は札幌に拠点を置いておりますけれども、旭川、帯広、函館に貿易投資相談窓口を設置しております。3つの相談窓口は、いずれも商工会議所さんにデスクをいただいたりルームをいただいたりして活動しております。皆様方のご要望に応じて、すぐに皆様方の会社にお伺いできるような体制を整えております。

もう一つの特徴は、海外事務所でございます。54カ国、74事務所のネットワークで皆様方のお手伝いをしております。皆様方が研修あるいはミッションという形で外国に行かれる場合には、ぜひ私どもジェトロ事務所にお立ち寄りいただければと思います。海外のジェトロ事務所では、ブリーフィングとってその国の経済概況の説明など、現地の事情説明、進出日系企業の活動状況などを無料でさせていただいております。将来、外国企業とビジネスを実施するという際には、商談会、進出日系企業の皆様に向けた法務、税務の情報提供、日系企業の皆様のビジネス環境の改善など、いろいろご利用の機会も増えると思います。最初は、多分、外国へご出張の際の現地での情報提供が、我々が皆様方に、まず、お役に立てることではないかと思っております。情報提供をはじめ、我々のほとんどの事業について無料で提供しているか、政府補助が入って割安でご利用いただけます。

3. 世界と日本の貿易（スライド6～8）

さて、本日の本題の1つでございます世界と日本の貿易について、現状このようになっていましてというお話をさせていただきます。その1つが、日本政府は自由貿易体制を維持し、海外とのビジネスが、日本国内でのビジネスと同じような環境でできるように取り組んでいます。一方で、ご存じのとおり、アメリカをはじめとして保護貿易の動きが出てきておりますが、それがどのように皆様方に影響してくるのか。特にアメリカと中国との貿易交渉は、米中貿易戦争などと言われております。私は最初、貿易戦争はちょっと刺激的なので米中貿易摩擦と表現していましたが、報道を通じて米中貿易戦争という言葉が頻繁に使われ、相互に報復関税をかけあっている状況です。そういったものが皆様方のお仕事にどのように影響してくるのかをご検討いただければと思います。

世界の経済でございます。ここで私がお伝えしたいメッセージは、景気は減速しているということです。このグラフをごらんいただくとおり、2018年にピークを迎えて、2019年に入るとだんだん下向きになってきている。予測についても、2020年度で3.5%、2019年度で3.2%と、2018年、17年度に比べてちょっと減速しているのが見えると思います。これは何に響くかという、製造業とサービス業の方々が投資を控える、投資を控えるということ。つまりお金を使わないということ。お金を使わないということはお金のめぐり

が悪くなるということで、めぐりめぐって皆様方の事業にも影響が来るかもしれません。

貿易に関してです。特に設備投資が下火になってきており、機械、建設機械とか、あるいは半導体、通信関係の伸びが減ってきていて、金額だけではなくて量も減少に向かっていくという状況になっております。

では日本はどうなっているのか。日本の貿易収支は、現在赤字になっております。国別では、中国が久しぶりに最大の輸出相手国となりました。ASEAN向けが減少したのは、複写機や半導体製造機器などが落ち込んだためでございます。一番のポイントは、中国が貿易相手先として最大になっているということだと思います。これは多分、米中貿易戦争の影響で、中国が、米国からの調達を控えたか、あるいはまた別な要因があって中国が日本からの輸入をふやしたことも考えられると思います。

2018年以降から景気は減速して、日本も貿易量が減っていますというお話をさせていただきました。一体何が減っているのか。さっき機械関係というお話をしましたけれども、デジタル関係、スマホ、PC、エレクトロニクスが減っているという図でございます。このグラフを見ていただきたいと思います。特にこちらです。こちらは輸入で、左側が輸出のグラフです。寄与度というのは、その分野の商品が減速あるいは成長にどれくらい貢献したかという意味です。これまではエレクトロニクス、デジタル関係が貿易の成長を牽引していたのですが、最近では逆に足を引っ張っていて、マイナス成長になっています。デジタル関係の半導体投資などが一巡した結果、あるいは中国経済の減速に伴う中国向けの輸出が鈍化したことによって、デジタル関連財や機械機器類が失速したという形になっております。

こんな形で世界の景気は減速ぎみで、貿易量も減っていて、日本の貿易もちょっと減っているというお話をしました。これが、もしかしたらじわじわと皆様方のビジネスにも影響してくるかもしれません。先日、日銀さんが「さくらレポート」という地域経済動向のレポートを発表されて、北海道は景気が緩やかに改善している、いい方向に向かっているというレポートが出ております。それが世界景気の動きを受けてどのように影響を受けるのか、この先どうなるのかを考えていただいてもいいのかなと思っております。

4. 米中貿易戦争（スライド9～27）

このように世界経済、世界貿易が動いている中で注目すべきところは、最近になって貿易制限的な措置が多くなってきていることでございます。特に米中貿易戦争が2019年も継続しております。米中貿易が何でこんなに日本で報道されているかという、世界の貿易に占める米中間の貿易量が多いからだと思えます。世界中で貿易は行われていますが、米中間の貿易の争いが世界貿易に与える影響がかなり大きいと、皆様方にお伝えしております。

アメリカが関税をかける、中国が対抗して関税をかける、アメリカはそれに対してまた関税をかけるという報道がされています。関税をかけ合っているのはわかっているのですが、実際どういうふうになっているのかというのを時系列で追ってみたのがこちらでございます。（スライド9）米国が中国に対して関税をかけた、それに対して中国が米国にかけ返した、そんなことをずっとやりとりしているという状況です。

これがどういうふうに影響が大きいのかというのがこの図でございます。（スライド10）米国から中国への輸出は、全世界の2.5%を占めております。中国から米国の輸出が世界

全体に占める割合はたかだか2.5%だという見方もありますけれども、二国間貿易で見るとこの2.5%というのが世界最大なのです。これが減ったり増えたりすることが世界の貿易に大きな影響を及ぼすという意味で、非常に注目に値する。それが世界の景気に影響し、世界の景気が日本の景気に影響し、日本の景気が地域の景気あるいは経済に影響することが増えてくるのではないかと考えております。

では実際どのくらい変わってきているのかというのを図示したのがこの図でございます。(スライド11) 米中間の追加関税措置実施後。当然ですよ。関税が高くなったら輸入は減るだろうと思ったら、やっぱり減っていたということです。米国が中国から輸入するものがどんと減りました。中国がアメリカから輸入するものもどんと減りました。そういうことを改めてグラフにして確認してみたのがこの図でございます。(スライド11右図)

それを品目別に見てみたのがこちらです。(スライド12) 米中貿易戦争が始まって貿易量が減ったとことに色をつけたものがこちらでございますが、貿易戦争が始まってからどんと減ってきています。そのうち何が減ったのかというのが黄色いマーカーで記した部分でございます。(スライド13) アメリカが中国から輸入していたものの中で、プリント基板とか自動データ処理装置、記憶装置、これは半導体とかディスクドライブだと思いますけれども、こういったものがどんと実際に減っています。

それを棒グラフで見るとこんな感じです。(スライド14) 追加関税品目ではこれぐらいなのですけれども、特にコンピュータ関係を中国からこれだけ輸入していたのですけれども、米中貿易戦争後はこんなに減ってしまった。関税が高くなった、輸入しづらくなった、関税がかかり価格が高くなったので、かわりにどこかから輸入しなければいけないので、韓国や台湾から輸入しているというのがこの図でございます。(スライド14) 中国からの輸入量を減らし、韓国や台湾からの輸入量を増やしたということです。同様に自動データ処理装置も、中国からの輸入量が減った分、メキシコや台湾からの輸入量がふえています。米中戦争で関税をかけた、対抗関税をかけたというような報道がされていますけれども、それにあわせて企業は輸入している国を変えているという図でございます。(スライド14)

では中国から見たらどうなのか。中国も輸入量を減らしているというのがこの図です。(スライド15) 関税がかかってから、色が濃いほど減少率が大きいという図ですけれども、特に食料品に関して米国からの輸入が減っています。大豆あるいは綿、そして豚肉、こういったものです。どんどん輸入量が減って、米国のシェアは30%以上縮小しているという状況です。これを棒グラフで見るとこういう形になります。特に大豆は、米国からの輸入がどんと減ってしまいました。コットン、綿も米国からの輸入がどんと減っています。

これはアメリカにとっては輸出先を失ったということです。アメリカの大豆は日本も輸入しているので、もしかしたら大豆が安く調達されているかもしれません。あるいは牧草とかも中国は輸入しているので、行き場を失った大豆なり牧草なりがもしかしたら価格の下落を引き起こして、日本は安く買えるというプラスの効果を出しているかもしれません。これは私どもはまだ検証していないのでわからないのですけれども、米国から輸入ができなくなった、あるいは米国からの輸入が高くなったから輸入しなくなった、かわりにブラジルから輸入しているということですが、では、輸出できなくなった分はどこに行っているのか。国内で在庫として持っているのか。農家の方としては在庫を抱えてはビジネ

スにならないので、行き先を探しているはずですが、相対的に価格交渉力は低くなっている
ので、もしかしたら日本側が安く買えるという状況になっているかもしれません。

今、米国が輸入している中国のもののほとんどが追加関税の対象になっています。中国
もそれに対して対抗措置を導入しているというのがこの図です。第4弾のリストB、4B
というのが12月15日発動予定ではあるのですがけれども、実行するとはまだ言っていません。
保留にするという報道が先日あったところです。

我々はこういったことに対してどういう影響が出ているのかというのをヒアリング、聞き
取り調査をしました。これは皆様方の資料の中には入っておりません。こちらのプロジ
ェクターだけでご紹介させていただきます。アメリカにある日本の部品メーカーさんは売
り上げが落ちる、材料費を下げるように要求されています。要は影響を受けるということ
です。同じようにアメリカの企業さんも調達先の変更を考えなければいけない。中国から
輸入していましたが、メキシコから輸入しようかと思っています。また、関税がか
かってコストが上がってしまいましたが、それを吸収できていません。やはりアメリカの
企業も米中貿易戦争で困っているという実情がこれでわかるかと思えます。

これらは、アメリカに拠点を置く日本企業の話ですがけれども、在米の業界団体も、貿易
戦争に対して反対意見を持っているところがあります。貿易戦争は、好調な経済を傷つけ
るだけではないか、米中で関税をかけ合うのはやめたほうがいいのではないかという意見
があります。日用品のコストを増加させるのは消費者にとってダメージになって、雇用を
脅かすというようなことをいう方もいるようです。アメリカの競争力が下がってしまうな
んていう意見もあります。この前、日米の貿易交渉が決着しましたが、トランプ大統領が交
渉終了の発表を行ったのですが、その発表には、アメリカの農業団体の方々と同席してい
たと思えます。つまり、彼らは輸出先を失って困っていましたが、日本との貿易拡大が見
込まれるので、うまく交渉できたというのがトランプ大統領のアピールだったわけです。

今まではアメリカ側の懸念をお話させていただきましたけれども、中国の企業も困っ
ている、香港の企業も困っているというのがヒアリングの結果でございます。追加コスト
がかかるから中国に工場を置いていてもしょうがないので、中国以外に工場を移すこと
を検討しているという企業さんからは、売り上げが下がったとか、関税分のコストがあ
がって吸収不可能だが、それをそのまま転嫁できないというお話が出てきています。

企業の動きでございます。これは日本企業だけではなくて、中国には日本企業のほかに
欧米の企業、アジアの企業がいらっしゃいます。そういった方々がどのような活動をする
かという図がこのパワーポイントでございます。(スライド18) 生産体制を考え直して、中
国での生産をやめて移転を考えている、移転先には東南アジアが増えているという図です。
つまり、米中貿易戦争が続くのであれば、生産拠点、工場を移そうと考えている企業さん
がいらっしゃるということでございます。

これは、私どもの東京調査部が報道などからピックアップしたものでございますけれど
も、主な動きをご紹介させていただいております。米国で生産していたものを中国に移管
する。あるいはタイやベトナムに移転するというような形で、米中間の対立が企業の行動
にも影響を与えます。単に調達先を変えるだけではなくて、工場そのものを動かすところ
まで影響を与えているのが、このパワーポイントからわかっただけだと思います。一
言で企業が拠点を変えると言いますがけれども、大きなお金がかかるわけで、機械を移設し

なければならぬ、新たに機械を購入しなければならぬ、土地を手当てしなければならぬ、社屋をどうする、人の雇用をどうする、こういうものを考えると、大きなお金の動きが生まれてきます。

先ほど、アメリカから中国への大豆の輸出量が減っているというお話をしました。その結果、もしかしたら大豆の国際価格が下がって、日本が安く買っているかもしれません。これはプラスの影響ですけれども、今回の米中貿易戦争については全体としてマイナスの影響が大きいというのが大勢でございまして、それをあらわしたのがこのグラフでございます。保護貿易をすることによって企業は影響を受けて、それはマイナスの影響が大きいというのがこの図でございます。(スライド19)

詳細がこちらです。特に自動車関係が多いので、このパワーポイントでは輸送機器でつくらせていただきました。先ほどちらっと触れさせていただきました。もう中国ではつくらない、あるいはアメリカから輸出していたものを中国に移すなどという企業さんの動きが出てくる中で、今一番多いのはやはりASEANに生産拠点を動かすという企業さんです。

日本企業は実際どのように動くのか、あるいはどのように考えているのか。本社は余り感じていませんが、海外の現地企業(現場)では、かなり危機感を持っています。これは情報伝達の問題なのか、あるいは本社側が真剣に考えるところまで情報がまだ集まっていないのか、非常におもしろいのですけれども、現地の海外の企業さん、海外の支店、海外の現地法人が非常に危機感が高いのに対して、日本側はまだその対応を検討していない、あるいは危機感を持っていないというのがこの図でございます。(スライド21)

米中貿易戦争で関税をかけ合って、何かすごいことになっているけれども、日本は巻き込まれなくてよかったと思われるかもしれませんが、これは回り回って日本にもやってきます。輸送機械とか自動車メーカーさんに影響を与えたり、エレクトロニクス、スマホメーカーさん、パソコンメーカーさんなどに影響を与えます。それが北海道の経済にも影響を与えて、北海道の経済が北海道の農業にも影響を与えることも考えられるわけで、それによってどういうふうに影響を受けるのかを頭の隅に置いておいて、米中貿易戦争の動き、日米貿易交渉の動きを見守っていただくといいと思います。

こちらの資料も、本日配付した資料の中には入っていないと思います。実際アメリカと中国が関税をかけ合うことはどうなのか。私の個人的な感想としては、余り意味がないと思います。世界のサプライチェーン、部品の供給と販売というのは非常に複雑化していて、米国と中国という一国一国だけで構成されているものではないので、米国が中国に対して関税をかける、米国が日本に対して関税をかける、米国がEUに対して関税をかける、EUがそれに対して対抗関税をかける、こういう報復関税の掛け合いは、世界経済を減速させるだけなのではないかと思います。

これは中国からフィリピン、台湾、マレーシア、インドネシアに生産拠点を移転するという話ですけれども、1つのスマホもいろんな国からいろんなものを調達して1つの完成品になっています。それは日本だけではなく全世界で使われています。深まる相互依存関係という形で、2国間だけではなくて、いろんな国がいろんな形でお互いに依存している状況にあります。そんな中で一部のところで関税をかけるのは、足を引っ張るというか、企業のビジネス活動に水をかけるような効果しかないのではないかという話です。

残念ながら世界ではこういった貿易制限的な措置、保護貿易の動きが非常に増えているというのがこの図です。何でこんなふうになっているのか、今後どういうふうになるのかですけれども、日本政府の考え方としては自由貿易は今後も維持し、自由貿易によるメリットを享受していく方向性には変わりないとしています。

米中貿易摩擦もこんな形です。アメリカは通商政策として持てる全てのツールを使って、やれることを全てやって、アメリカファーストの通商政策を導入しているという状況です。米中貿易摩擦は、報道では貿易だけにフォーカスが合っていますけれども、何でこんなことをアメリカはやっているのか。一部報道にも入っていますし、改めて私から言うこともないかもしれませんが、これはアメリカが中国をライバル、脅威と見ているからに尽きます。アメリカは、貿易だけではなくていろんな分野で中国に対する圧力をかけ、公平ではないから公平にやりましょうということを言っています。

もっとわかりやすい図がこれです。アメリカが中国を敵視している、あるいはライバル視している図がこちらです。かつて冷戦時代は、東側諸国、あるいはロシア、ソ連と米国が戦ってきた、あるいはライバルとしてしのぎを削ってきたのですが、冷戦が崩壊してロシアのプレゼンスが下がって、アメリカが唯一の勝利者になったのかと思ったら、今度は中国がどんどん顕在化して力をつけてきた。その内容としてはこんな感じなのです。特許の数でいいますとアメリカの倍、技術でも中国が圧倒するようになってきました。研究開発の支出額もどんどん増やしています。つまり、技術の面でもビジネスの面でも経済の面でも、中国がアメリカの存在を脅かしています。だからこのような形で対抗措置をとっているといわれています。

WTOという組織がございます。皆様方もお聞きになったことがあるかと思いますが、WTOにおける中国のステータスは途上国です。途上国であるがためにいろいろな優遇措置を享受しています。なので、WTOの中で優遇を受けていながら、中国はこのようにどんどん大きくなっている。そしてアメリカを脅かしているのです。このままではいけないという危機感がアメリカにはあり、その危機感の1つのあらわれが米中貿易摩擦であるというふうに考えています。

トランプ大統領の特異なキャラクターがあって、あの人のキャラクターでこれを行っているように見えますけれども、実際どの大統領が就任したとしても、形を変えることはあれ中国に対して圧力をかけていただろうといわれています。それはここ一、二年で終わることはないだろうというふうにも見えています。つまり、中国の存在感が増せば増すほどアメリカにとって中国は脅威に感じて、アメリカが勝ったというところまで続くのではないかと見られています。これは冷戦のときにソ連と米国がしのぎを削ったような形で、どちらかが明らかに劣る状況になるまで続くのではないかとされておりま。

5. わが国が目指す方向（スライド28～31）

こういった状況下で我々はどういうことを目指していかなければいけないかというのがこれです。こういった状況下でも、日本は島国ですし、エネルギーあるいは市場を考えたときに外国との貿易なしではやっていけない、海外との取引なしではやっていけない国です。その意味で自由貿易体制の維持が我々の国のメリットには合うと考えておきまして、そのために地域経済連携協定を締結してきました。それがこちらです。TPPに関しては米国は離脱しましたが、TPP11という形で締結しました。今はRCEPというこ

とで、中国、インドを含めての自由貿易体制をつくろうとしています。これがお互いのメリットに合うのだと説明させていただいているところです。

一部、農業分野に関しては安いものが入ってきます。アメリカ産の牛肉が、どこどこ産の農産物が・・・というご懸念も確かにお聞きしておりますが、日本産のものは安全で高品質。特にASEANを中心に日本の食品が非常にブームになっていて、それが定着しつつあるので、そちらのほうにも販路を拡大してどんどん攻めていきたいと思いますというお手伝いをさせていただいております。(スライド29)

今日は、これまで、世界と日本の貿易はこういうふうになっているが、これが皆様方どのように影響するのか、アメリカと中国の貿易戦争は実は中国と米国の覇権争いなので、簡単には終わることはなく今後も続く、そういった中で日本は自由貿易体制の維持、自由貿易協定による市場の確保を目指しているというお話をさせていただきました。

6. 外国人材活用に向けて (スライド33~46)

ここからはちょっと視点を変えて、外国人材についてのお話をさせていただこうと思います。冒頭申し上げましたとおり、人手不足でなかなか優秀な人材が確保できないときは高度外国人材の活用をお考えいただいております。いかがでしょうかというのがこの図です。(スライド33)

繰り返しになりますけれども、我々は単純労働のお手伝いはしておりません。高度外国人材、正社員として採用する外国人についてのお手伝いをさせていただいております。正社員として認められる、専門的技術分野で日本での滞在が許される方々のお手伝いを始めております。実際に日本に在留している外国人のカテゴリーはこのように分かれていて、就労が認められるのはこの部分です。我々がお手伝いをさせていただくのは、正社員として採用する技術・人文知識・国際業務の分野でございます。

実際、皆様方は自由貿易協定とかそういった環境下で、海外でも自由にビジネスができる状況になってきています。皆様の持っている農業技術というのは、実は世界でも有数、あるいはトップと言っても過言ではないと思います。それは海外で間違いなく売れるものですから、今外国人を採用しておいて、皆様方の会社の社風、考え方、技術を知っていただいて、将来海外に展開するときの海外要員として採用することもできると思っております。

今、建設分野の企業さんで外国人を採用している方が増えてきております。その理由は、研修目的で入国して技術を習得されている方々のまとめ役として採用している形が多いと感じておりますけれども、先ほど私が申し上げたとおり、将来海外への売り込み、あるいは海外での支店の設立時にも使えるのではないかと考えております。

私どもは単純労働、研修生はお手伝いはしませんけれども、専門的、技術的な分野、高度な技術を持った外国人についてお手伝いをさせていただいております。私どもはそれを高度外国人材と言っております。

外国人留学生がたくさん日本に来ています。日本が好きで、日本で勉強して、日本で働きたいと思っている方々がいるにもかかわらず、なかなか就職できていない。3割しかいない。日本に留学した方の日本での就業希望者というのは64%、そのうち実は半分しか就業できません。働きたい外国人が実はたくさんいるということを皆様方には知っていただきたいと思っております。

そして、我々はそれを支援するためにプラットフォームというものをつくりました。皆様方が外国人材を募集する場合には、ジェトロのポータルサイトにご登録いただければ、外国人がここにアクセスできるようになっています。このポータルサイトの内容は資料にございますので、後で見いただければと思います。企業情報を掲載して、日本語、英語で発信することができます。そして、将来は海外への展開、海外に技術を売ることを視野に入れて正社員としての採用をお考えいただければいかがでしょうか。

外国人材を採用するに当たって、我々がお手伝いさせていただいているのがこの部分です。どういう人を採用すればいいか、どういう採用活動をしようか。実際に来られたら、定着してもらわなければいけません。受け入れ準備も、専門家がついて皆様方のお手伝いをさせていただいております。外国人を採用することによって、先輩の日本人が負けられないと感じて生産性が上がったとか、思ってもみない質問を社長さんにするので社長さんと全従業員の意思疎通がよくなったというお話も聞いております。

採用戦略です。どういうふうにして戦略を固めるのか、どういうふうにして採用しようか。もしかしたら日本語が不自由かもしれないので、英語で補助する対応をしておかなければいけないというようなアドバイスもさせていただいております。計画を立てて、どんな業務をしてもらって、どの程度の日本語能力を求めるのか。採用するためにはどういうツールを使うのか。北海道では札商さんが外国人留学生と企業さんとのマッチングなどをやっています。私どもも講演をさせていただいたり、情報発信をさせていただいております。採用が決まったはいいけれども、入ってきてから実際に何をするのか、どんな法的な手続が必要なのか。そして、社内のルール、社内の立場の準備についてアドバイスをさせていただいております。

在留資格。法律があって、認められないケースもございます。法務省がこういうのは認められませんというのを事例として発表しております。こちらが法務省ガイドラインでございますけれども、これに抵触することはないのか、業務内容についてよく精査して採用していただくことになります。

社内の受け入れ体制。外国人が突然来ると、従業員の方々が一番びっくりします。どうやっておつき合いをすればいいのか、あるいはルールはどうなっているのか。知らず知らずのうちに日本のビジネスのやり方を知っているなんてことはほぼありません。一つ一つ先輩に聞いて、上司に相談をして進めていく、そういう日本の意思決定のやり方をどういうふうに教えていくのかということも、専門家を派遣してお手伝いをさせていただいております。就労ビザのステータスなどの資料もお配りしておりますので、後ほどもう一度見させていただいて、関心がありましたらお手伝いをさせていただきたいと思っております。

7. ジェトロ北海道のとりくみ（スライド48～52）

そして最後、ジェトロ北海道の取り組みでございます。札幌拠点のほか、旭川、帯広、函館に事務所を設けております。旭川、帯広、函館はいずれも商工会議所にデスク、ルームをいただいております。毎日常駐しているわけではなくて非常勤なのですけれども、月20日のうち15日はおります。月水金とか、あるいは週4日は担当者がございますので、何かございましたらコンタクトいただければと思います。もし旭川で出勤しない日にご訪問されたりコンタクトされたとしても札幌のほうに転送されるようになっておりますので、誰かが皆様方のお手伝いをすることができる体制を整えております。

現在私どもジェトロ北海道がやっていることは、農林水産物の輸出のお手伝いです。そして、海外に事務所や工場をつくる、あるいはレストランをつくる、こういったお手伝いをさせていただいております。また、ちょっと毛色の違ったところでは、外資系企業の誘致をしております。外国の企業の方々に来ていただいて、地方創生に貢献していただくという取り組みです。具体的には、日本の企業さんが工場を1カ所に集約することになり、現在操業している工場をたたむときに、居抜きでそこに入っていただいて雇用を維持していただく、新たなビジネスモデルを導入していただくというようなことを目指した取り組みをしております。

私どもがお手伝いしていないのは、外国人が投機目的で、例えばニセコの別荘地を買って、高くなったら売り抜けるというようなことです。各市町村の地域の活性化につながる取り組み、よき企業市民として定着していただいて、皆様方と一緒に地域に貢献していただいて、雇用をもたらして、新しい技術を導入していただく、そして地方が創生するような企業さんをお招きしております。

我々は、貿易投資振興機関として皆様方のお手伝いをさせていただいております。今日は時間もないので用意してこなかったのですが、口頭で申し上げますと、皆様方の準備の段階に応じてお手伝いをさせていただきます。まだ海外に関心を持つ程度だということであれば、今後の戦略を策定する。この国に攻めたいが、ではどういうふうに攻めるかという段階の企業さん。あるいは、これから商談をしたいという準備段階にある企業さん。もう輸出しているが、これからどんどんふやしていきたいという企業さんなどに合わせていろいろな事業を展開しています。

そして、その展開の仕方も、個別にコンサルテーションという形でお手伝いする形、あるいはセミナー、勉強会方式、あるいはみんなで海外に行って現地の市場を見てきましょうという取り組み、そして専門家を皆様方の会社に訪問させて戦略をつくったり、商談に同席するというような取り組みもしております。

個別に皆様方のところに行ってご説明させていただくというのがこちらです。TPPを契機に、守りだけでなく攻めの体制をとりましょうということで取り入れたのがこの取り組みでございます。いろいろな段階でパートナーやエキスパートという専門家が皆様方のところに行ってお手伝いをさせていただきます。

そして、これらのサービスは基本、無料です。無料で皆様方のお手伝いをさせていただくという取り組みでございます。

我々の事業のほとんどは無料でございますので、ぜひ使っていただいたほうがお得です。使っていただいて、皆様方がそれに組み込んでいくかどうかは、会社のほうで戦略を検討していただければいいかなと思っております。我々は皆様方のご要望、ニーズに応じて毎年毎年やることを変えています。今年はベトナムからバイヤーをお招きしたり、来年はマレーシアにITの商談に行ったり、ことしはロンドンで道産食品のPRをするなど、毎年皆様方のご要望に応じて事業を変えています。その結果、何をやっているのかわからない、どうコンタクトしたらいいかわからないというようなお叱りをいただいているのかもしれない。

私ども北海道事務所所員全員で、海外となったらとりあえず一回ジェトロにコンタクトしてくださいというふうにお伝えしています。商品売りたいと思っているけれどもどこ

がいいのだろうか、所得から見たら香港はこんなに高い所得がありますよ、でも競争が激しいですよ、人口が多いフィリピン、ベトナムは、市場が拡大して需要が伸びていきますよ、でもまだ所得が低いから、なかなか買う力はないですよ。そんな中でどの選択肢をとりますかというようなご相談をお受けしております。

先ほど無料でやりますというお話をしましたけれども、最後まで皆様方のお手伝いはしません。どういうことかといいますと、香港にはこういうメリット、デメリットがあります、シンガポールにはこういうメリット、デメリットがあります、タイ、ベトナムにはこういうメリット、デメリットがありますということをお見せします。そして、皆様方に選択していただいて取り組んでいただく。次のディシジョンをするときに、どういう取引条件で商談して契約書を結ぶか、それもこういうメリットがあります、デメリットがありますというように、いろんな選択肢を与えて、選ぶのは皆様方をお願いしています。なぜかという、そうでないと皆様方が企業として成長できないからです。皆様方で考えていただいて決断していただくことによって、社長さん以下従業員の皆様方がノウハウを獲得できると信じているからです。ですので、これをしたほうがいいですよといった意思決定や、申請書を代わりに作成するというところまではやらずに、皆様方自身でやっていただく。我々は選択肢や、その選択肢の中から決定するヒントを提供させていただきます。よく最後までやってくれないというお叱りをよく受けることがございますが、我々はそれが企業さんの成長と発展に一番つながると思っているので、このようなやり方をしております。

時間が大分押してきております。もしかしたら60分の時間を過ぎているのかもしれませんが。皆様方が海外にコンタクトするとき、あるいは海外へお出かけになるとき、あるいは海外とビジネスをとるときには、ぜひ私どもへご一報いただければと思います。電話番号と、メルマガもございますし、ウェブサイトもございます。きょうは本当に貴重な機会にお声がけいただきまして、講演の機会をいただきました。私どもが皆様方のビジネスにどうかかわっていただけるのか、お手伝いできるのかという意味から、資料を多目に持ってきて提供させていただきました。今日は私の拙いお話をお聞きいただいて、ありがとうございます。今日の話が何かしら皆様方のビジネスのヒントになれば、私としても大変ありがたいところでございます。

時間も過ぎましたので、私のお話はこれで終わらせていただきます。長い間ご清聴いただきまして、ありがとうございました。(拍手)

世界の貿易投資動向とジェトロ北海道の取り組み

—米中貿易戦争など保護貿易の動きとグローバル化—

2019年10月30日
日本貿易振興機構(ジェトロ)
北海道貿易情報センター
白石 薫

Copyright©2019 JETRO. All rights reserved.

2

本日本話しする内容

1. 日本貿易振興機構(ジェトロ)の紹介
2. 世界と日本の貿易
(皆様のビジネスにどう影響するのか)
3. 外国人材活用に向けて
(高度外国人材の活用をお手伝いします)
4. ジェトロ北海道のとりくみ

日本貿易振興機構(ジェトロ)について

ジェトロは2003年10月、日本貿易振興機構法に基づき、前身の日本貿易振興会(1958年発足)を引き継いで設立。日本の貿易投資振興機関として、質の高いサービスを効率的に提供します。

■名称	独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ) JAPAN EXTERNAL TRADE ORGANIZATION (JETRO)	
■根拠法	独立行政法人日本貿易振興機構法 (2002年12月13日法律第172号)	
■設立	2003年10月1日(前身は1958年(昭和33年)に設立された日本貿易振興会)	
■事務所数	国内	本部(東京) 大阪本部 アジア経済研究所、日本食品海外プロモーションセンター(JFOODO) 貿易情報センター 47事務所
	海外	54カ国 74事務所 (2019年10月現在)
■職員数	国内	998名
	海外	731名
	合計	1,729名(2019年4月現在)
■ジェトロの目的	(独立行政法人日本貿易振興機構法(第3条)より抜粋) 「我が国の貿易の振興に関する事業を総合的かつ効率的に実施すること並びにアジア地域等の経済及びこれに関連する諸事情について基礎的かつ総合的な調査研究並びにその成果の普及を行い、もってこれらの地域との貿易の拡大及び経済協力の促進に寄与することを目的とする。」	

ジェトロの海外ネットワーク



本日お話しする内容

- 1. 日本貿易振興機構(ジェトロ)の紹介
- 2. 世界と日本の貿易
(皆様のビジネスにどう影響するのか)
- 3. 外国人材活用に向けて
(高度外国人材の活用をお手伝いします)
- 4. ジェトロ北海道のとりくみ

世界経済、2018年後半から減速

- 世界経済成長率(前年比)の動きをみると、2018年半ば以降から低下していることが確認できる。
- 世界各国の企業(製造業とサービス業)の近年の景況感(購買担当者指数:PMI)は、2018年2月をピークに低下しており、2019年も引き続き低下傾向にある。
- IMFの2019年7月時点の見通しによれば、世界の経済成長の弱さは2019年まで続くともみられており、2019年(3.2%)は、2010年(5.4%)以降で最も低い水準となる見込みである。2020年には経済成長が好転する見通しだが、米中間のさらなる関税対立などの下振れリスクが優勢であると指摘されている。

世界の実質GDP伸び率の推移



〔資料〕「Global Economic Monitor」(世界銀行、2019年9月17日ダウンロード)から作成

国・地域別実質GDP伸び率・寄与度の推移

	2017年		2018年		2019年(予測)		2020年(予測)	
	伸び率	寄与度	伸び率	寄与度	伸び率	寄与度	伸び率	寄与度
世界	3.8	3.8	3.6	3.6	3.2	3.2	3.5	3.5
先進国	2.4	1.0	2.2	0.9	1.9	0.8	1.7	0.7
米国	2.2	0.3	2.9	0.4	2.6	0.4	1.9	0.3
ユーロ圏	2.4	0.3	1.9	0.2	1.3	0.1	1.6	0.2
英国	1.8	0.0	1.4	0.0	1.3	0.0	1.4	0.0
日本	1.9	0.1	0.8	0.0	0.9	0.0	0.4	0.0
新興・途上国	4.8	2.8	4.5	2.6	4.1	2.4	4.7	2.8
アジア新興・途上国	6.6	2.1	6.4	2.1	6.2	2.1	6.2	2.1
中国	6.8	1.2	6.6	1.2	6.2	1.2	6.0	1.2
インド	7.2	0.5	6.8	0.5	7.0	0.5	7.2	0.6
ASEAN5カ国	5.3	0.3	5.2	0.3	5.0	0.3	5.1	0.3
中南米	1.2	0.1	1.0	0.1	0.6	0.0	2.3	0.2
欧州新興・途上国	6.1	0.2	3.6	0.1	1.0	0.0	2.3	0.1
ロシア・CIS	2.2	0.1	2.7	0.1	1.9	0.1	2.4	0.1
ロシア	1.6	0.1	2.3	0.1	1.2	0.0	1.9	0.1
中東・北アフリカ	2.1	0.2	1.6	0.1	1.0	0.1	3.0	0.2
サブサハラアフリカ	2.9	0.1	3.1	0.1	3.4	0.1	3.6	0.1
南アフリカ共和国	1.4	0.0	0.8	0.0	0.7	0.0	1.1	0.0

〔注〕① 先進国および新興・途上国の定義はWEO(IMF)による。ASEAN5カ国は、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、ベトナム。中東・北アフリカには、アフガニスタンとパキスタンも含む。
② 寄与度は、2019年4月発表の、前年のPPP(購買力平価)GDPウェイトで算出。

〔資料〕「WEO, April /July 2019」(IMF)から作成

世界の企業の景況感(購買担当者指数:PMI)の推移



〔資料〕トムソン・ロイターから作成

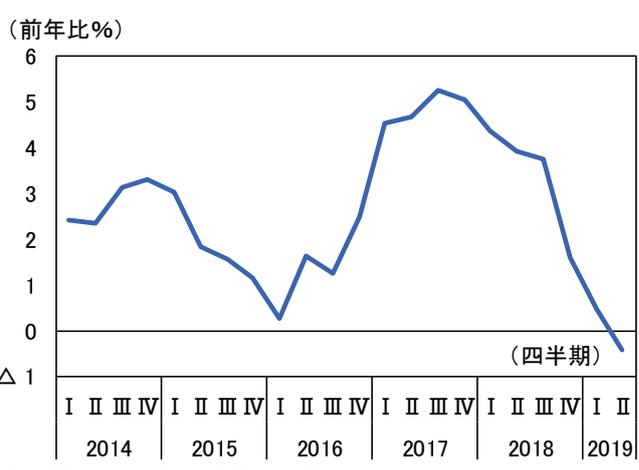
2019年の世界貿易は減速見通し

- 2019年第2四半期までのデータが入手可能な**主要35カ国・地域**の貿易額を合計すると、輸入は第1四半期は前年同期比3.3%減、第2四半期は同3.9%減と、**減少幅が増している**。
- WTOの予測(2019年4月)によると、世界の貿易数量(輸出入平均)は2018年の3.0%増から、2019年は2.6%増に減速する見通し。世界の新規輸出受注指数は2019年8月に47.5と、8カ月続けて増減の分かれ目となる50を割り込んでおり、今後の輸出減速が見込まれる。

主要35カ国・地域の四半期別貿易(前年同期比伸び率の推移)
(単位:%)

	世界貿易 カバー率 (2018年)	2018年				2019年	
		I	II	III	IV	I	II
総額(輸出ベース)	82.6	13.3	11.6	7.4	3.2	△ 3.3	△ 3.9
機械機器	90.5	13.2	9.8	4.5	1.8	△ 4.2	△ 4.6
一般機械	92.0	16.3	12.6	7.2	3.7	△ 2.7	△ 4.0
鋸山・建設機械	95.1	20.9	22.9	10.8	4.8	△ 1.3	△ 7.8
工作機械	95.7	35.1	17.2	8.6	△ 1.2	△ 12.3	△ 12.2
タービン	93.8	15.5	11.9	18.1	13.3	9.3	8.9
エンジン	88.4	15.4	8.8	5.7	3.1	△ 4.5	△ 4.1
コンピュータ及び周辺機器類	93.3	17.2	15.2	7.9	4.5	△ 3.2	△ 6.4
半導体製造機器	99.1	19.5	9.5	13.2	△ 4.7	△ 15.0	△ 10.9
産業用ロボット	98.1	8.4	△ 2.3	△ 4.0	△ 2.1	△ 10.2	△ 11.4
電気機器	89.3	12.8	10.8	7.9	1.4	△ 3.7	△ 4.0
通信機器	86.0	7.2	4.8	4.7	△ 1.2	△ 5.6	△ 5.2
携帯電話	85.3	17.7	12.9	9.6	△ 3.2	△ 11.2	△ 12.4
集積回路	95.8	19.5	17.8	13.9	6.1	△ 3.0	△ 3.2
輸送機器	89.5	11.2	6.3	△ 2.5	0.8	△ 7.2	△ 6.8
精密機器	93.3	10.6	7.8	2.9	0.8	△ 2.2	△ 2.0
化学品	89.2	16.0	14.1	10.0	6.0	△ 1.3	△ 2.5
資源関連商品(合計)*	79.7	17.3	20.7	19.9	10.5	△ 5.0	△ 4.4
燃料*	81.6	21.2	33.2	40.5	21.7	△ 6.0	△ 3.6
非燃料(金属・食料・飲料)*	78.1	14.2	12.0	5.7	1.9	△ 4.3	△ 5.1
金属*	79.3	17.9	15.4	9.7	3.6	△ 6.4	△ 6.7
食料・飲料*	77.0	10.6	8.6	1.8	0.4	△ 2.0	△ 3.4

世界貿易量の推移



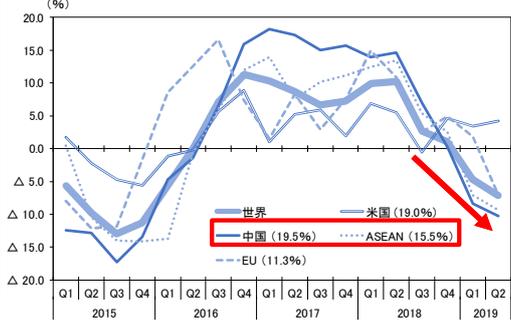
[資料]オランダ経済政策分析局

[注]①35カ国・地域は、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、香港、インド、インドネシア、アイルランド、イタリア、日本、ルクセンブルク、マレーシア、メキシコ、オランダ、フィリピン、ポルトガル、ロシア、シンガポール、南アフリカ共和国、韓国、韓国、スペイン、スウェーデン、スイス、台湾、タイ、英国、米国。②資源関連商品とその細目のみ輸入ベース。
[資料]各国・地域貿易統計から作成

日本の輸出、伸びは鈍化傾向

- 2018年の日本の貿易(通関ベース)は輸出が前年比5.8%増の7,378億ドル、輸入が11.5%増の7,481億ドルとなり、貿易収支は103億ドルの赤字を計上した。
- 国地域別では、中国が6年ぶりに最大の輸出相手国となったが、輸出拡大をけん引したデジタル関連財の減少で年後半の伸びが鈍化した。ASEAN向けも複写機や半導体製造機器などが年後半に落ち込み、2019年第1四半期の輸出は前年同期比マイナスに転じた。輸入は最大の相手国である中国からはノートPCなどのコンピューター類、エアコンなどが増加した。米国からはシェールガス由来の液化天然ガスなどが伸びた。

日本の主要国・地域別輸出変化率(前年同期比)



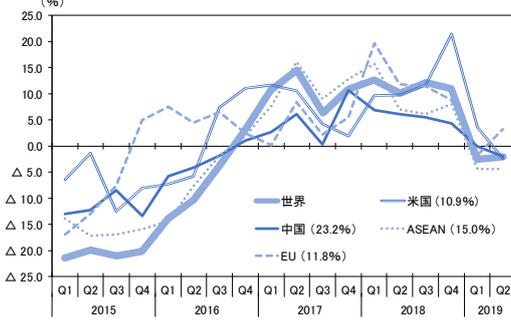
[注]凡例のカッコ内は輸出総額に占めるシェア(2018年)
[資料]「貿易統計」(財務省)から作成

日本の貿易動向(2017年~2019年7月)

	2017年	2018年	1~7月	2019年						
				1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
輸出総額	697,221	737,846	408,601	51,149	58,203	64,772	59,888	52,656	60,420	61,513
(伸び率)	8.2	5.8	△ 4.9	△ 5.6	△ 1.7	△ 6.5	△ 6.6	△ 9.1	△ 5.9	1.0
輸入総額	670,971	748,109	418,812	63,945	55,211	60,082	59,433	61,305	54,995	63,840
(伸び率)	10.5	11.5	△ 1.7	2.0	△ 6.8	△ 3.0	1.8	△ 3.1	△ 4.5	1.4
貿易収支	26,250	△ 10,263	△ 10,211	△ 12,797	2,992	4,690	455	△ 8,649	5,425	△ 2,327
(前年<同期>差)	△ 11,309	△ 36,513	△ 13,953	△ 4,283	3,043	△ 2,676	△ 5,324	△ 3,288	△ 1,178	△ 247
輸出数量指数	105.9	107.7	102.7	87.6	102.2	114.4	106.9	93.0	106.7	108.4
(伸び率)	5.4	1.7	△ 4.6	△ 9.0	△ 0.6	△ 5.6	△ 4.3	△ 8.9	△ 5.5	1.6
輸入数量指数	102.9	105.8	103.9	110.3	95.0	104.6	103.5	106.2	94.9	112.7
(伸び率)	4.2	2.8	0.2	0.5	△ 6.5	0.4	4.1	△ 1.2	△ 3.2	6.7
原油輸入価格	54.2	72.8	67.6	62.7	62.3	65.7	68.8	73.0	73.1	67.3
(ドル/バレル、伸び率)	30.2	34.3	△ 3.5	△ 3.0	△ 8.8	△ 1.7	3.9	3.1	△ 4.4	△ 12.2
為替レート(円/ドル)	112.2	110.4	109.8	109.0	110.4	111.2	111.7	109.8	108.1	108.2
(期中平均、変化率)	△ 3.0	1.6	△ 0.7	1.7	△ 2.3	△ 4.7	△ 3.8	△ 0.1	1.8	2.9

[注]①ドル換算レートは、財務省が96年3月まで発表していた方法を利用して、税関長公示レートを元に算出。
②数量指数は2015年基準。③為替レートはインターバンク・レートの中心値の期中平均。
④伸び率は前年同期比。⑤2019年7月の輸入は9ヶ月上報値。
[資料]「貿易統計」(財務省)、「外国為替相場」(日本銀行)から作成

日本の主要国・地域別輸入変化率(前年同期比)

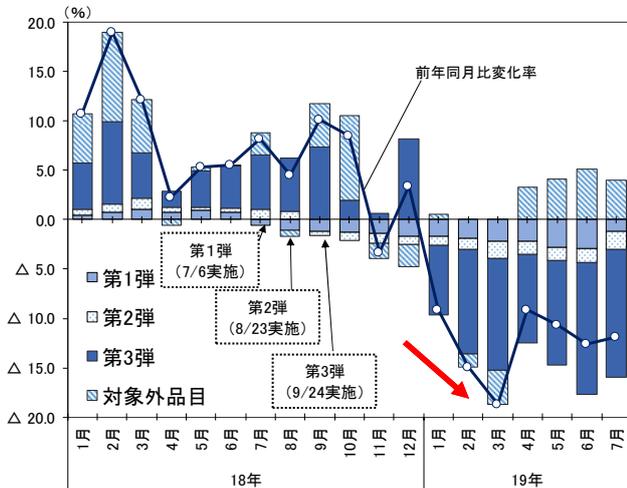


[注]凡例のカッコ内は輸入総額に占めるシェア(2018年)
[資料]「貿易統計」(財務省)から作成

米中間の追加関税措置実施後、相手国からの輸入額は縮小

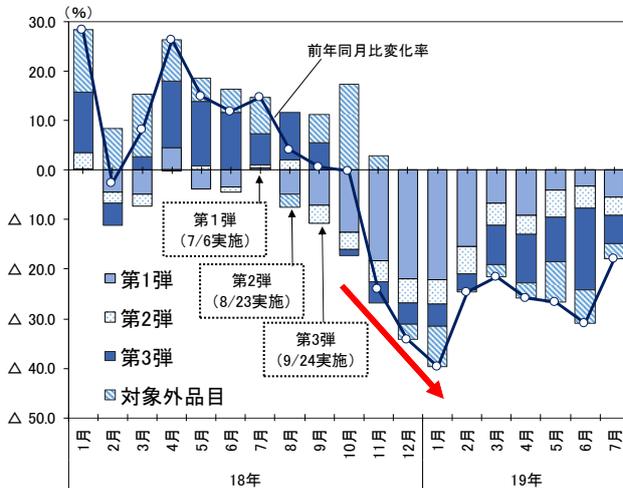
- 2018年の米国の対中国輸入額は、第3弾の対中追加関税措置実施後に伸びが鈍化、2019年1月以降は前年同月比で大幅なマイナスが続いている。一方、中国の対米国輸入額は第1弾の追加関税措置実施後に伸びが鈍化、2018年10月以降は前年同月比減少に転じている。

米国の対中国輸入の推移(前年同月比)



[資料]「貿易統計」(米国商務省)、「ビジネス短信」(ジェトロ)等から作成

中国の対米国輸入の推移(前年同月比)



[資料]「貿易統計」(中国税関)、「ビジネス短信」(ジェトロ)等から作成

米国の対中追加関税措置対象品目輸入は2019年に入り大幅減

- 米国の追加関税措置の対象品目においては、中国からの輸入額は一部の機械機器では2018年10月頃から、その他の品目でも2019年には前年同月比で大幅な減少となり、落ち込みが大きくなっている。

米国の対中追加関税措置対象品目の輸入変化

(単位: 100万ドル、%)

品目名	追加関税措置対象品目の中国からの輸入額 (2017年)				対象品目の輸入総額に占める中国のシェア	前年同月比変化率 (無色:プラス、青色:マイナス。淡色→濃色順に減少率大)							前年同期比変化率 2019年 1~7月	
	第1弾 (7/6)	第2弾 (8/23)	第3弾 (9/24)	合計		2018年				2019年				
						1	4	7	10	1	4	7		
対象品目合計	32,262	13,685	189,910	235,857	15.9									△ 28.3
一般機械	15,796	2,025	37,669	55,490	21.1									△ 47.0
コンピューターおよび周辺機器類	2,361	85	23,081	25,528	40.1									△ 68.3
ポンプ	2,440	0	1,785	4,226	21.2									△ 25.4
冷蔵庫・冷凍庫	456	0	1,558	2,014	23.0									△ 22.7
コック等	908	0	2,259	3,167	23.5									△ 20.4
電気機器	9,615	7,507	48,389	65,511	28.9									△ 36.3
通信機器	572	0	24,264	24,836	45.5									△ 32.4
半導体等電子部品類	1,254	3,574	13	4,841	11.0									△ 54.1
その他の電気・電子部品*	3,689	722	7,297	11,707	32.7									△ 22.2
映像機器類	821	0	1,972	2,793	43.1									△ 19.8
電動機・発電機・同部品	1,123	1,233	1,130	3,485	26.5									△ 20.8
掃除機、家庭用電気機器等	-	-	3,439	3,439	59.4									△ 21.8
ケーブル等	802	291	2,962	4,055	21.8									△ 20.3
輸送機器	2,403	480	11,758	14,641	4.6									△ 24.4
乗用車	1,669	0	-	1,669	0.9									△ 16.5
自動車部品(エンジン除く)	-	-	9,424	9,424	14.3									△ 12.0
精密機器	4,445	596	1,065	6,106	12.7									△ 32.8
計測器・計器類*	2,986	2,004	1,221	6,211	17.5									△ 30.9
医用電子機器	1,158	0	-	1,158	8.6									△ 24.5
化学品	4	2,163	16,491	18,658	14.9									△ 34.2
化学工業品(医薬品除く)	4	11	7,674	7,689	12.1									△ 26.2
プラスチック・ゴム	0	2,152	8,817	10,969	17.8									△ 22.3
食料品類	-	-	5,347	5,347	6.8									△ 46.5
その他原料および同製品	-	913	38,732	39,646	10.8									△ 33.7
繊維	-	-	3,448	3,448	24.9									△ 27.9
鉄鋼	-	883	7,765	8,648	28.3									△ 17.1
雑製品	-	-	30,459	30,459	57.6									△ 29.2
家具・寝具・ランプ	-	-	29,167	29,167	57.4									△ 17.9

[注]①大分類はHS2桁レベルによる定義。中分類の定義はジェトロによる。②*は一部、大分類に含まれないHSコードを含む(その他の電気・電子部品:HS900110、計測器・計器類:HS8543)。③青色セルは、淡色から濃色にかけて減少率を3段階(△0%~△10%、△10%超~△20%、△20%超)に分類。

[資料]「貿易統計」(米国商務省)、「ビジネス短信」(ジェトロ)等から作成

追加関税実施後、多くの対象品目で中国の輸入シェア低下

- 米国の追加関税措置対象品目輸入額に占める中国のシェアを、追加関税実施前後で比べると、実施後にはコンピュータ部品、自動データ処理装置など多くの品目で中国のシェアが低下した。特にシェアの縮小が大きかったのはプリント基板などコンピュータの部分品、自動データ処理装置(ノートPC除く)などである。

米国の追加関税措置実施前後の対中輸入シェア変化

(単位:100万ドル、%)

品目名	中国からの輸入額(2017年)	対象品目の米国の輸入額に占める中国のシェア		
		実施前(2017年10月~2018年3月)	実施後(2018年10月~2019年3月)	シェア変化
対象品目の輸入総額(HS6桁レベルに集約:3,434品目)	235,857	16.0	14.0	△ 2.0
1 851762(*) 第3弾 音声、画像データ送受信機器(スイッチング、ルーターなど)	22,935	51.2	50.2	△ 0.9
2 847330 第3弾 プリント基板などコンピュータの部分品	15,009	70.9	32.6	△ 38.2
3 850440 第3弾 スタティックコンバーター(整流器など)	4,612	50.2	46.2	△ 4.0
4 847150 第3弾 自動データ処理装置(ノートPC除く)	4,412	19.4	9.2	△ 10.2
5 940161(*) 第3弾 椅子(木製、アップホルスターのもの)	3,773	67.7	63.9	△ 3.8
6 940320 第3弾 その他の金属製家具(事務所用除く)	3,532	70.3	69.0	△ 1.3
7 940540 第3弾 電気式ランプ	3,115	67.9	68.5	+ 0.6
8 420292 第3弾 バッグ類(プラスチック、ファイバー製。スーツケース、ハンドバッグ除く)	3,002	70.4	65.8	△ 4.5
9 940360 第3弾 木製家具(事務所用、台所用、寝室用除く)	2,736	45.8	42.7	△ 3.1
10 854442 第3弾 通信用、電力用ケーブル(接続子付き)	2,688	54.1	53.5	△ 0.6
11 870870 第3弾 自動車用駆動軸および部分品	2,358	58.7	56.0	△ 2.7
12 848180 第3弾 コック(鉄鋼製、銅製のもの)	2,235	28.5	30.7	+ 2.2
13 854370 第2弾 固有の機能を有する電気機器(LED電球など)	2,213	34.1	27.7	△ 6.4
14 847170 第1弾 記憶装置	2,137	18.6	4.9	△ 13.7
15 940510 第3弾 天井用、壁掛け用照明器具	2,136	53.0	54.7	+ 1.7
16 940179(*) 第3弾 金属製フレームの椅子(アップホルスター除く)	2,035	87.6	86.2	△ 1.4
17 870899 第3弾 その他の自動車用部品	1,903	14.3	14.6	+ 0.3
18 391810 第3弾 ビニール製の床用敷物	1,805	84.3	87.3	+ 3.0
19 850811 第3弾 掃除機(出力1500ワット以下)	1,714	77.4	76.1	△ 1.4
20 853710 第3弾 電気制御用、配電用機器(電圧1,000ボルト以下)	1,681	16.1	18.2	+ 2.0

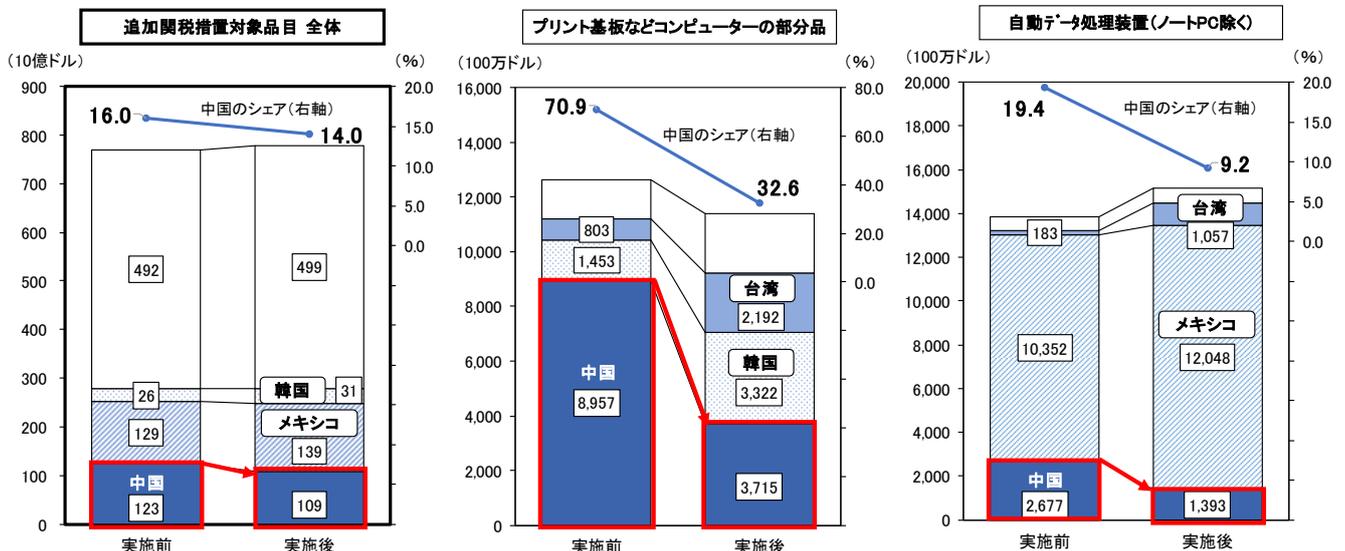
[注]①HTS8桁レベルで公表された対象品目をHS6桁レベルに集約(3,434品目)。②*は部分的に対象外の品目も含む。③複数の措置で対象となっている場合、輸入額が最も大きい措置を記載。④色付きセルは実施後にシェアが10%ポイント以上縮小した品目。
[資料]「貿易統計」(米商務省)、「ビジネス短信」(JETRO)等から作成

Copyright (C) 2019 JETRO. All rights reserved.

コンピュータ部品などで米国の輸入先に変化

- プリント基板などコンピュータの部分品の輸入では、中国からの輸入額が前年同期から約6割近く減少した。一方で、韓国からの輸入額は同2.3倍、台湾からは同2.7倍に拡大した。また自動データ処理装置(ノートPC除く)では、中国からの輸入額はほぼ半減した一方で、メキシコ(同16.4%増)、台湾(同5.8倍)などからの輸入は拡大した。

米国の追加関税措置対象品目の輸入額変化



[注]①実施前:2017年10月~2018年3月、実施後:2018年10月~2019年3月。②追加関税措置対象品目全体、および各品目の米国の輸入総額に占めるシェア増加が大きい2カ国・地域のみ表示。③中国のシェアは、米国の対象品目の輸入総額に占めるシェア。
[資料]「米国貿易統計」(商務省)、「ビジネス短信」等から作成

Copyright (C) 2019 JETRO. All rights reserved.

中国の対米追加関税措置対象品目輸入は2018年半ばより減少目立つ

- 中国の追加関税措置の対象品目においては、第1弾実施後、大豆など食料品・飲料やその他の原料および同製品などを中心に米国からの輸入が前年同月比で大幅なマイナスとなった。

中国の対米追加関税措置対象品目の輸入変化

(単位:100万ドル、%)

品目名	追加関税措置対象品目の米国からの輸入額 (2017年)				対象品目の 輸入総額に占める 米国のシェア	前年同月比変化率 (無色:プラス、青色:マイナス。淡色→濃色順に減少率大)												前年同期比 変化率
	第1弾 (7/6)	第2弾 (8/23)	第3弾 (9/24)	合計		2018年						2019年						
						1	4	7	10	1	4	7	1~7月					
対象品目合計	33,834	14,108	53,393	101,334	9.4													△ 33.6
一般機械	-	-	9,340	9,340	6.9													△ 10.7
ポンプ	-	-	1,105	1,105	11.6													△ 17.4
コック等	-	-	1,194	1,194	15.6													△ 9.9
電気機器	-	459	6,699	7,158	3.6													△ 12.9
電子管・半導体等	-	-	834	834	3.0													△ 11.9
その他の電気・電子部品*	-	560	2,002	2,562	3.5													△ 24.7
輸送機器	12,941	849	969	14,759	21.7													△ 34.7
乗用車	12,047	747	-	12,794	25.6													△ 35.2
自動車部品(エンジン除く)	660	4	531	1,195	9.0													△ 36.7
精密機器	-	846	8,147	8,993	10.5													△ 10.9
精密機器(デジタル関連財除く)	-	-	2,025	2,025	3.7													△ 1.6
計測器・計器類*	-	-	5,305	5,305	18.4													△ 12.7
医用電子機器	-	745	1,383	2,128	31.3													△ 11.3
化学品	-	2,802	10,874	13,676	8.9													△ 18.8
化学工業品(医薬品除く)	-	1,547	7,620	9,166	9.6													△ 12.7
プラスチック・ゴム	-	1,255	3,043	4,298	7.4													△ 33.4
食料品類	19,912	160	1,676	21,748	21.2													△ 52.2
肉類	1,187	-	0	1,187	13.9													△ 33.5
魚介類	1,315	-	0	1,315	17.4													△ 35.7
その他食料品・飲料	2,664	160	1,652	4,475	11.6													△ 48.9
大豆	13,960	-	-	13,960	35.1													△ 60.1
その他原料および同製品	980	8,992	15,010	24,982	7.7													△ 49.2
鉱石	-	-	1,464	1,464	3.4													△ 92.9
鉱物性燃料等	-	3,425	644	4,069	4.8													△ 83.4
木材・同製品	-	254	2,814	3,068	17.2													△ 46.6
紙・パルプ製品	-	2,717	3,025	5,742	20.7													△ 24.6
繊維	980	4	854	1,838	6.7													△ 29.0
鉄鋼	-	299	1,237	1,536	5.9													△ 23.6
その他卑金属・同製品	-	2,239	1,682	3,920	6.5													△ 30.6
雑製品	-	-	677	677	5.5													△ 5.1

[注]①大分類はHS2桁レベルによる定義。中分類の定義はジェトロによる。②*は一部、大分類に含まれないHSコードを含む(その他の電気・電子部品:HS900110、計測器・計器類:HS8543)。③青色セルは、淡色から濃色にかけて減少率を3段階(△0%~△10%、△10%超~△20%、△20%超)に分類。

[資料]「貿易統計」(中国税関)、「ビジネス短信」(ジェトロ)等から作成

Copyright (C) 2019 JETRO. All rights reserved.

追加関税実施後、米国の輸入シェアが30%以上縮小した品目も

- 中国の追加関税実施後(2018年10月~2019年3月)の対象品目の米国からの輸入シェア変化をみると、実施前の前年同期(2017年10月~2018年3月)に比べ、大豆や綿などで、中国の輸入に占める米国のシェアは30%以上、縮小した。

中国の追加関税措置実施前後の対米輸入シェア変化

(単位:100万ドル、%)

品目名	米国からの 輸入額 (2017年)	対象品目の中国の輸入額に 占める米国のシェア		
		実施前 (2017年10月 ~2018年3月)	実施後 (2018年10月 ~2019年3月)	シェア変化
対象品目の輸入総額(HS6桁レベルに集約:4,078品目)	101,334	9.5	5.9	△ 3.6
1 120190 第1弾 大豆(播種用除く)	13,959	56.2	7.2	△ 49.0
2 870323(*) 第1弾 乗用車(1,500cc超、3,000cc以下)	10,318	25.1	17.8	△ 7.3
3 271112 第2弾 液化プロパンガス	1,761	26.4	0.0	△ 26.4
4 470710 第2弾 古紙(さらしていないクラフト紙など)	1,694	51.8	37.0	△ 14.8
5 870380(*) 第1弾 電気自動車	1,403	94.2	93.4	△ 0.8
6 740400 第2弾 鋼のくず	1,390	18.6	4.7	△ 13.9
7 470321 第3弾 木材パルプ(針葉樹のもの)	1,069	22.2	15.9	△ 6.3
8 520100 第1弾 実綿および繰綿	980	49.6	13.7	△ 35.9
9 100790 第1弾 グレインソルガム(播種用除く)	956	98.2	0.0	△ 98.2
10 410150 第3弾 牛、馬などの原皮(全形、16キロ超)	892	55.4	52.5	△ 2.9
11 020649 第1弾 豚のくず肉(肝臓除く、冷凍)	874	46.7	9.7	△ 37.0
12 760200 第2弾 アルミニウムのくず	832	30.2	29.0	△ 1.2
13 440791 第3弾 オーク木材	829	84.7	73.1	△ 11.6
14 902780 第3弾 電気式分析機器	820	26.1	23.4	△ 2.6
15 870324(*) 第1弾 乗用車(3,000cc超)	784	10.2	8.2	△ 2.1
16 847989 第3弾 その他の機械、装置等	764	8.9	6.0	△ 2.9
17 260300 第3弾 鋼錠	671	2.6	0.0	△ 2.6
18 870840 第1弾 ギアボックス・同部品	660	11.9	8.2	△ 3.7
19 852349 第3弾 光学媒体(その他のもの)	647	29.4	25.4	△ 4.0
20 271111 第3弾 液化天然ガス	644	7.9	0.9	△ 7.0

[注]①HS8桁レベルで公表された対象品目をHS6桁レベルに集約(4,078品目)。②*は2019年1月以降、一部、対象外の品目も含む。③複数の措置で対象となっている場合、輸入額が最も大きい措置を記載。④色付きセルは実施後にシェアが30%ポイント以上縮小した品目。

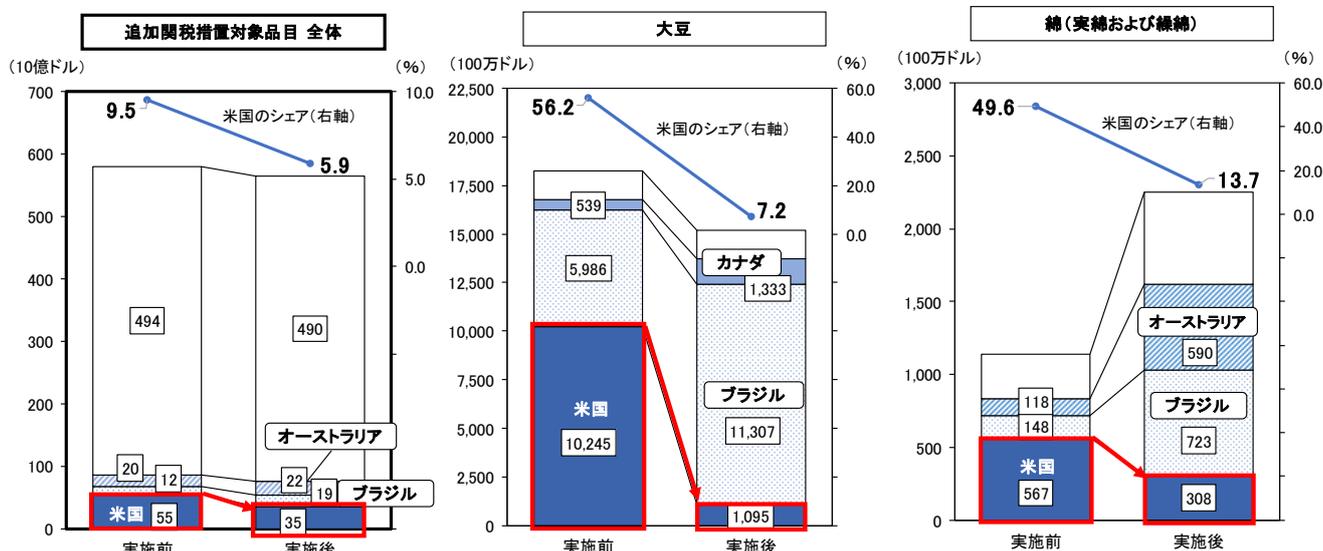
[資料]「貿易統計」(中国税関)、「ビジネス短信」(ジェトロ)等から作成

Copyright (C) 2019 JETRO. All rights reserved.

中国の大豆、綿の輸入先はブラジルなどへシフト

- 大豆の輸入では、最大の相手国であった米国からの輸入額が前年同期比9割減となった。一方でブラジルからの輸入額は同1.9倍に拡大、カナダも同2.5倍に増加した。また綿の米国からの輸入額が同45.7%減少したのに対し、ブラジル、オーストラリアからの輸入はそれぞれ前年同期の約5倍に拡大した。

中国の追加関税措置対象品目の輸入額変化

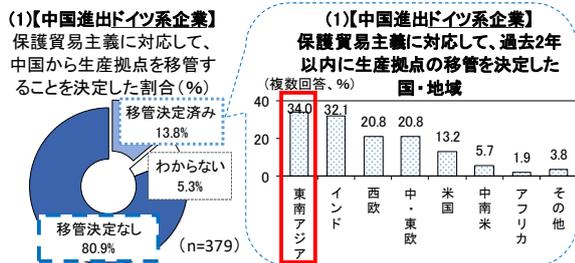


【注】①実施前:2017年10月~2018年3月、実施後:2018年10月~2019年3月。②追加関税措置対象品目全体、および各品目の中国の輸入総額に占めるシェアの増加が大きい2カ国・地域のみ表示。③米国のシェアは、中国の対品目の輸入総額に占めるシェア。④中国の貿易統計では2018年3月以前の「金(HS7108)」(追加関税措置対象品目に含まれる)のデータ取得ができないため、本図表の「追加関税措置対象品目全体」からは除外している。【資料】「貿易統計」(中国税関)、「ビジネス短信」(ジェトロ)等から作成

生産移管の候補先は東南アジア

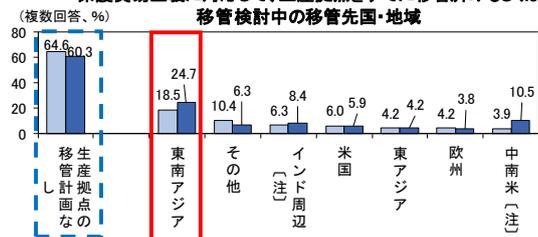
- 多くの中国進出外資系企業は調査時点で生産移管の計画を有していないものの、一部の企業は生産体制の見直しに着手。保護貿易主義に対応して生産機能・拠点を他国へ移管する場合、非日系企業はその移管候補先として東南アジアを挙げる。

中国進出企業(ドイツ系、米国系)の生産拠点の移管候補先



(2)【中国進出米国系企業】

保護貿易主義に対応して、生産拠点をすでに移管済みもしくは移管検討中の移管先国・地域



□ 2018年8~9月調査分 (n=432) ■ 2019年5月調査分 (n=239)

【注】①調査実施時期は(1)2018年8月27日~10月22日、(2)2018年8~9月調査は8月29日~9月5日、2019年5月調査は5月16~20日。
②調査対象企業については、(1)は中国に生産拠点を有する中国ドイツ商業会議所会員企業、(2)は中国に生産拠点を有する中国および在上海米国商工会議所の会員企業。③(2)の「インド周辺」はインド、バングラデシュ、パキスタン、スリランカ。「中南米」には「メキシコ」(2019年5月調査では「中南米」は「メキシコ」のみ)を含む。④その他詳細は以下の「資料」記載の各調査参照。
【資料】(1)「German Business in China Business Confidence Survey」(在中国ドイツ商業会議所)、(2)「Impact of US and Chinese Tariffs on American Companies in China」(在中国および在上海米国商工会議所)から作成

米中による追加関税措置を受けたとみられるグローバル企業の動き (主な事例)

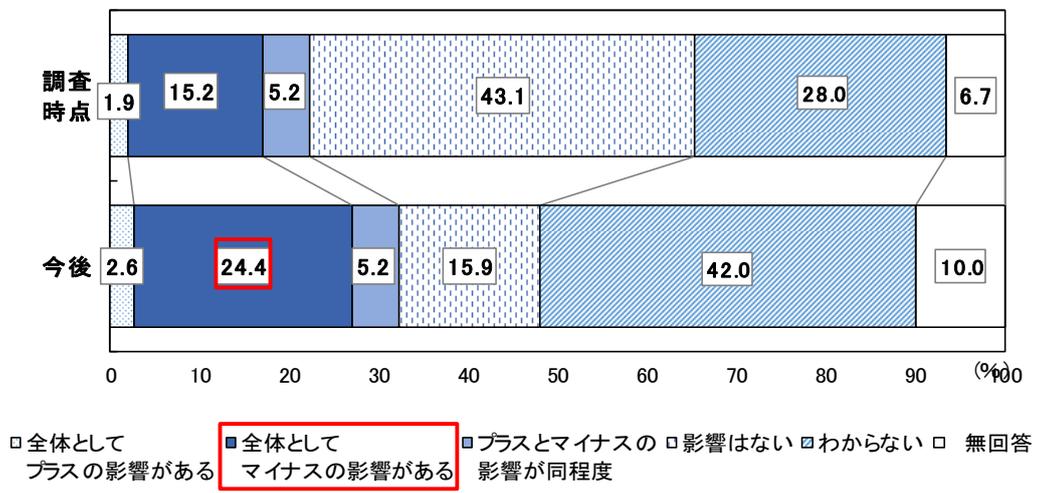
発表・報道時期	企業名	本籍地	分野	概要
2018年7月	テスラ	米国	電気自動車	EV生産工場を上海郊外に建設
2019年4月	ハーレー・ダビッドソン	米国	二輪車	二輪車生産、米国からタイへ
2019年5月	BMW	ドイツ	自動車	米国生産SUVを中国(瀋陽)に生産移管
2019年5月	フォード	米国	自動車	新型車(リンカーン)を中国で生産予定
2018年7月	ボルボ(浙江吉利控股集团)	スウェーデン(中国)	自動車	多目的スポーツ車(SUV)生産、中国から欧州へ
2018年10月	日本電産	日本	モーター	米国向け自動車・家電用部品の一部生産を中国からメキシコへ
2019年2月	TCL集団	中国	テレビ	ベトナム国内や米国等向けのテレビの生産拠点の建設をベトナムで開始
2019年5月	リコー	日本	複合機	中国での米国向け主要複合機生産をタイ工場に移管
2019年5月	ブルックス	米国	靴	ランニングシューズ生産の大半、中国からベトナムへ
2019年6月	シャープ(鴻海精密工業)	日本(台湾)	パソコン	中国にあるノートパソコンの生産の一部をベトナムへ

【注】各案件とも中国もしくは米国市場向け以外を含む場合がある。
【資料】各種報道、プレスリリース等から作成

24%の日本企業が今後、保護貿易主義の負の影響を予想

- 2017年以降の「保護主義的な動き」(保護貿易主義)が自社のビジネスに与えた影響について、43.1%の企業が調査時点では「影響はない」と回答。「わからない」(28.0%)、「全体としてマイナスの影響」(15.2%)と続く。
- 今後(2-3年程度)については、「影響はない」が15.9%に縮小、「わからない」が42.0%、「全体としてマイナスの影響」が24.4%に拡大。

保護貿易主義の影響：調査時点と今後2-3年程度(全体)



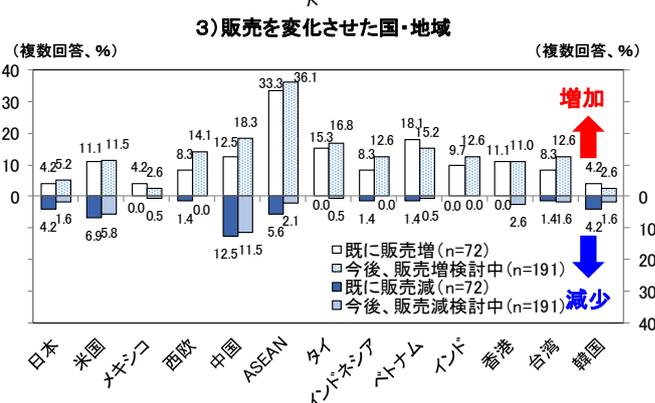
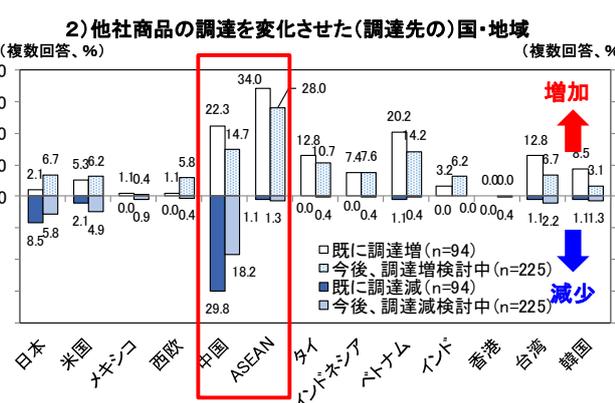
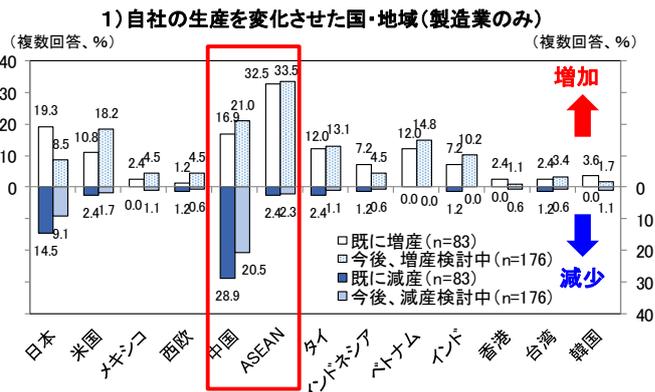
[注]母数は本調査の回答企業総数(3,385社)。
 [資料]「日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」(ジェトロ)

※本調査における「保護主義的な動き」(保護貿易主義)には、2017年以降の、米国の対中制裁措置(通商法第301条)や鉄鋼・アルミニウムの関税引き上げ(通商拡大法第232条)、それに対する各国(中国やEU、カナダ、メキシコ、ロシア、トルコなど)の対米報復関税措置、その他、本アンケート調査時点で発動中・または発動が検討されている政策を含む。

生産・調達地の変更では、中国減少、ASEAN増加の傾向

- 保護貿易主義に対応し、「生産地/調達地/販売地を(一部)変更」と回答した企業に、生産、調達、販売を増やす/減らす国・地域を尋ねたところ、3割弱の企業が既に中国生産、中国からの調達を減らしたと回答。
- 減らす方向で「中国」の回答率の高さが目立つ一方、増やす方向では、「ASEAN」(特にベトナム、タイ)の回答率の高さが顕著。

保護貿易主義に対応して生産・調達・販売を変化させた主要国・地域



[注]①母数は各時点における「保護貿易主義への対応策」についてそれぞれ、生産地、調達地、販売地の(一部)変更を実施済みまたは今後検討と回答した企業数。②各国・地域の数値は、保護主義的な動きに対応して、当該国・地域で生産、調達、販売を増やす/減らすと回答した企業数が母数に占める割合。③ASEANは、ASEAN加盟国のいずれかを選択した企業。

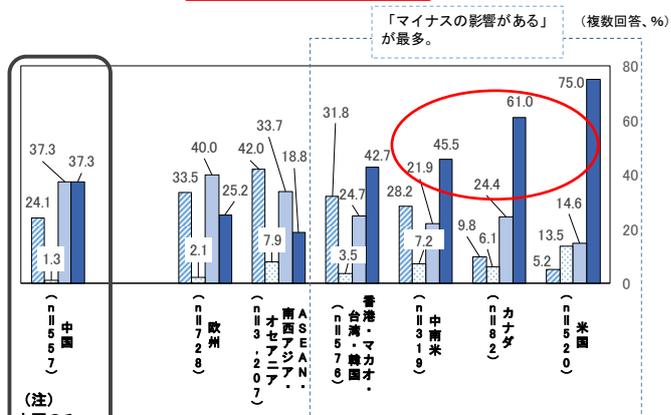
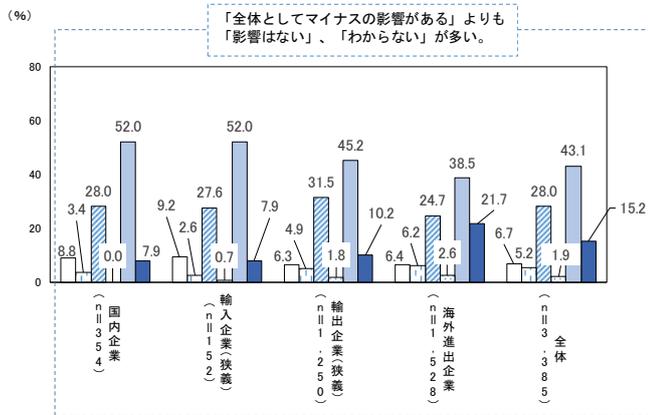
海外進出日系企業で負の影響を指摘する比率が高い

■ ジェトロのアンケート調査によると、米中間の追加関税措置など保護貿易主義による影響について、日本企業の本社では「影響はない」「わからない」との回答が多かった一方、米州を中心とする海外進出日系企業では負の影響を指摘する回答が多かった。

保護主義的な動きによる日本企業(本社、現地法人)の事業への影響

【④日本企業(本社)】

【⑤日本企業(現地法人)】



※質問「保護主義的な動きが貴社ビジネスに与える影響」(調査時点)に対する回答(選択式)

※質問「米国の関税引き上げ等の保護主義的な動きによる貴社事業への影響」に対する回答(選択式)

- 全体としてマイナスの影響がある
- 影響はない
- 全体としてプラスの影響がある
- わからない
- プラスとマイナスの影響が同程度
- 無回答

- **マイナスの影響がある**
- 影響はない
- プラスの影響がある
- わからない

【注】①調査実施時期は④日本(2018年11月19日～2019年1月4日)、⑤米国・カナダ(2018年11月9日～12月7日)、中南米(11月1～30日)、香港・マカオ・台湾・韓国(10月9日～11月9日)、ASEAN・南西アジア・オセアニア(10月9日～11月9日)、欧州(9月27日～10月25日)、中国(10月26日～11月9日)。②調査対象企業は④海外ビジネスに関心が高い日本企業(本社)、企業規模(大企業、中小企業)、業種は問わず。本社の企業形態は、海外拠点(代理店は含まない)を持つ「海外進出企業」、輸出をしているが海外拠点は持たない「輸出企業(狭義)」、輸入をしているが輸出は行っていない「輸入企業(狭義)」、海外拠点を持たず輸出も輸入も行っていない「国内企業」、これら企業を含む総数の「全体」に分類。③各国・地域進出の日系企業、企業規模(大企業、中小企業)、業種は問わず(ただし、米国は製造会社と同関連販売会社のみ対象)。④⑤の質問の「影響」は「現時点」と「今後2～3年」の2項目のうち「現時点」の回答を集計。⑥は複数回答だが、中国(香港、マカオを除く)のみ単一回答。④その他詳細は以下の【資料】記載の調査報告を参照。
【資料】④は「日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」(ジェトロ)、⑤は「関税引き上げ等の保護主義的な動きの進出日系企業への影響」(ジェトロ)から作成

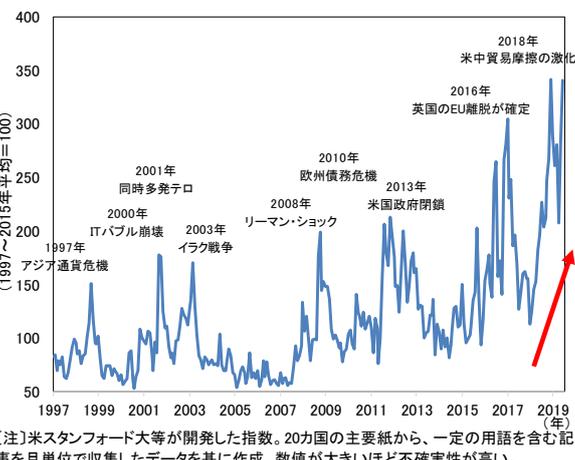
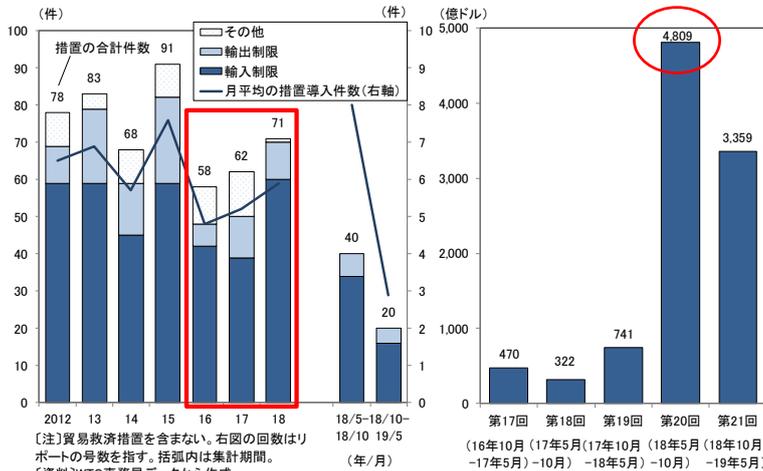
世界で拡大する貿易制限的措置の影響

■ WTOの貿易監視レポートによると、G20諸国が2018年に導入した貿易制限的措置は71件となり、2年連続で増加した。また、2018年10月から2019年5月までに貿易制限的措置の対象となった貿易額は3,359億ドルと、前回集計期間(4,809億ドル)に次ぐ過去2番目の規模であった。

■ 主要国による措置の応酬は、WTOルールに沿わないものも含むため、現代の国際貿易秩序を揺るがす恐れもある。経済への影響として、具体的には：①貿易制限的措置の累積、②世界貿易の縮小、③消費者の負担増、④産業の弱体化、⑤サプライチェーンの阻害、⑥予見可能性の低下、等が懸念される。

G20諸国による貿易制限的措置件数とその対象となった貿易額の推移

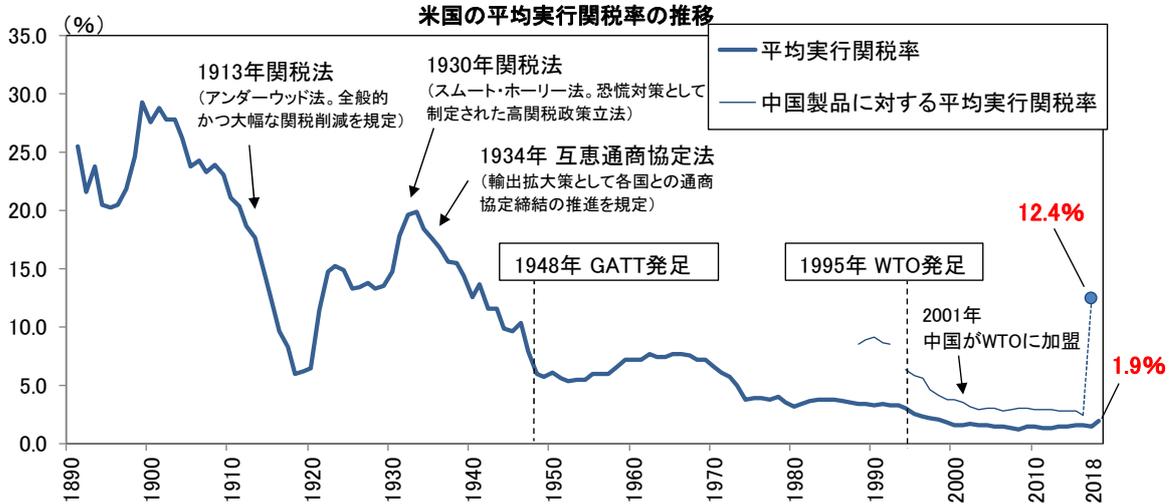
世界の経済政策不確実性指数



【注】貿易救済措置を含まない。右図の回数はこちらレポートの号数を指す。括弧内は集計期間。
【資料】WTO事務局データから作成
【注】米スタンフォード大等が開発した指数。20カ国の主要紙から、一定の用語を含む記事を月単位で収集したデータを基に作成。数値が大きければ不確実性が高い。
【資料】“Economic Policy Uncertainty Project”(Policy Uncertainty.com)データから作成

米中貿易摩擦: 対中措置の強化により関税率に変化

- 米国は、1974年通商法301条に基づき2018年3月に対中制裁を決定した後、同7月以降3回に分けて中国製品に対して関税を上乗せしてきた。
- 対中追加関税の拡大を主因に、米国の平均実行関税率は2000年代の1.4%程度から2018年には1.9%へ上昇した。これは、WTO発足後間もない1998年(2.0%)以来の水準である。ピーターソン国際経済研究所の推計によると、対中追加関税第3弾の発動により、米国の中国製品に対する平均実行関税率は12.4%に達した可能性がある。



[注]中国製品に対する平均実行関税率は、1989~2017年までは実際に課された税率、2018年のみ米ピーターソン国際経済研究所が推計した、追加関税の影響を加味した税率。

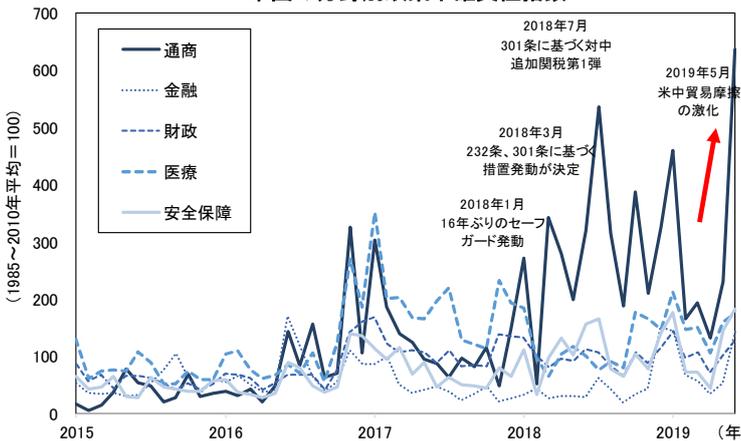
[資料]米国国際貿易委員会(USITC)、World Integrated Trade Solution(世界銀行)、ピーターソン国際経済研究所から作成

Copyright (C) 2019 JETRO. All rights reserved.

米国の通商政策: 持てるすべてのツールを活用

- 米国の現政権は、発足直後は、職権による調査開始や16年ぶりのセーフガード発動など、貿易救済措置を積極的に活用してきた。2018年のアンチダンピングと相殺関税の合算発動件数は、過去最多の59件であった。
- 一方2018年以降は、国内法に基づく一方的措置の利用が活発となった。通商拡大法232条のような長年利用実績のなかった措置の発動や、度重なる中国製品への関税引き上げに、通商政策に対する不確実性が高まっている。

米国の分野別政策不確実性指数



[注]米スタンフォード大等が開発した指数。米主要10紙に掲載された記事の中から、一定の用語を含む記事を月単位で収集したデータを基に作成。数値が大きいほど不確実性が高い。

[資料]"Economic Policy Uncertainty Project"(Policy Uncertainty.com)データから作成

トランプ政権下での主な通商関連動向(2018年以降)

年	月日	概要
2018年	1月23日	太陽光パネルと大型洗濯機に対するセーフガード発動を決定
	3月8日	1962年通商拡大法232条調査結果に基づき、鉄鋼・アルミニウム輸入に対する追加関税賦課を決定
	3月22日	1974年通商法301条調査結果に基づき、中国からの輸入に対する追加関税賦課、および対米投資に対する規制強化を決定
	3月27日	米国・韓国FTA見直し交渉の大筋合意を発表
	5月23日	1962年通商拡大法232条に基づき、自動車・同部品の国家安全保障への影響調査を指示
	7月6日	通商法301条に基づく対中追加関税第1弾発動
	8月13日	2019会計年度国防権限法(NDAA)が成立。CFIUSを強化するFIRRMAや輸出管理規制を強化するECRA、中国製通信機器の政府調達を禁止する条項などが含まれる
	8月23日	通商法301条に基づく対中追加関税第2弾発動
	9月24日	通商法301条に基づく対中追加関税第3弾発動
	11月30日	米国・メキシコ・カナダ協定(USMCA)に署名
	2019年	3月1日
4月15日		巨大物品貿易協定(TAG)の交渉を開始
5月10日		通商法301条に基づく対中追加関税第3弾の税率引き上げ
5月13日		通商法301条に基づく対中追加関税第4弾の対象品目を発表
5月15日		商務省判断に基づき、外国の敵対者が関わる情報通信技術やサービスの取引を禁止する大統領令に署名
5月16日		華為技術(ファーウェイ)と関連68社を輸出規制の対象に
5月17日		トルコを一般特惠関税制度(GSP)の対象から除外
5月17日		自動車・同部品に関する232条措置の大統領判断を最大180日間延期すると発表
5月20日		232条に基づくカナダとメキシコの鉄鋼・アルミニウムに対する追加関税を撤廃
5月23日		商務省が通貨安誘導国の製品への相殺関税賦課を検討
5月30日		1977年国際緊急経済権限法に基づき、メキシコからの輸入品への追加関税賦課を発表→6月7日に措置を無期限延期
6月5日	インドを一般特惠関税制度(GSP)の対象から除外	
7月10日	USTR、フランスのデジタル課税法に関する301条調査を開始	
7月15日	米国製品・材料を最大限に活用する大統領令	
7月26日	WTOでの「途上国」ルール変更に向けた取り組みをUSTRに指示する大統領覚書	
8月13日	NDAAに基づきファーウェイなど中国ハイテク企業5社からの政府調達を禁止	
9月1日	通商法301条に基づく対中追加関税第4弾発動	

[資料]米大統領府ウェブサイト、ジェトロ「ビジネス短信」などから作成

Copyright (C) 2019 JETRO. All rights reserved.

米中貿易摩擦: 通商問題は覇権争いの一部

- 貿易赤字削減を目標とする現政権にとって、最大の貿易赤字国である中国の優先順位は高い。しかし米中の対立は、安全保障や先端技術競争なども含めた覇権争いであり、貿易摩擦はその一部である。
- 米国の一方的措置に対し中国も相応の報復措置で対抗している。特に2019年5月以降再び対立が激化した。

各論点に対する米中の主張

論点	米国→中国	中国→米国
貿易不均衡	対中貿易赤字が米国の雇用最大化の妨げとなっている	貿易赤字は両国の経済構造や産業構造で決定するものであり、政府が調整するものではない
為替	中国は通貨切り下げにより国際貿易における不公正な競争上の優位性を獲得	中国が採用する管理変動相場制は市場の需給に応じて相場が決まるシステムであり、為替操作の問題は存在しない
市場開放	金融やクラウドコンピュータ事業分野における参入規制の存在を批判	中国はこれまでも自主的に規制緩和を進めてきた
産業補助金	国有企業への補助金制度はWTOルールに抵触、全廃を要求	地方企業や金融機関への影響から、補助金の撤廃は受け入れがたい
技術移転	中国企業との合併や出資比率規制により、中国政府は米国企業に対する技術移転を強要	米国の主張するような技術移転の強要は存在しないとしつつも、こうした強制を外商投資法で明示的に禁止
知的財産権	中国企業が米国において、先端技術や知的財産権を保有する企業を買収できるよう不正な支援を実施	知的財産権保護の強化を重視し、法整備を着実に実行中
中国製造2025	「中国製造2025」は米国の知的財産権を侵害し中国の先端技術の振興を図る戦略であり、公平な競争を歪める	「中国製造2025」は開放、発展、協力という理念の下に実行。公正性と透明性を有しており、国際経済ルールにも合致

[資料]「ビジネス短信」(ジェトロ)、各種報道等から作成

米国の措置に対する中国の対応

米国 (貿易依存度: 20.5% 対中輸入額: 5,395億ドル) [注①]		中国 (貿易依存度: 34.3% 対米輸入額: 1,536億ドル) [注①]		
年月	措置	年月	措置	
18年2月	1974年通商法201条に基づき、太陽光パネルと大型洗濯機へのセーフガードを発動	18年2月	米国産ソルガムへのアンチダンピング調査を開始→4月仮決定、5月撤廃	
3.3%		18年8月	WTO提訴(DS562)	
18年3月	1962年通商拡大法232条に基づき、鉄鋼、アルミニウムへの追加関税賦課	18年4月	WTO提訴(DS544) ・果物、豚肉、鉄鋼製品、アルミニウム製品など128品目に最大25%の追加関税賦課	
3.9%		18年4月、8月	WTO提訴(DS543、565)	
18年3月	1974年通商法301条に基づき、中国からの輸入に対する追加関税賦課(以下詳説)と対米投資への規制強化を決定	18年7月	対抗措置第1弾	
18年7月	追加関税第1弾		対抗措置第2弾	
	対象品目	追加税率	対象品目	追加税率
	818品目 (乗用車、ボンブ、電子部品など約320億ドル分)	25%	545品目 (農産物、畜産物、自動車、水産物など約340億ドル分)	25%
18年8月	追加関税第2弾		18年8月	対抗措置第2弾
	対象品目	追加税率	対象品目	追加税率
	279品目 (プラスチック、半導体、鉄道車両など約140億ドル分)	25%	333品目 (乗用車、化学工業品、エネルギー製品など約140億ドル分)	25%
18年9月	追加関税第3弾<発動>		18年9月	対抗措置第3弾<発動>
	対象品目	追加税率	対象品目	追加税率
	5,745品目 (家具、衣類、雑貨類など約1,900億ドル分)	10%	5,207品目 (液化天然ガス、電気製品、食料品など約530億ドル分)	5%、10%
19年5月	追加関税第3弾<税率引き上げ>	25%	19年6月	対抗措置第3弾<税率引き上げ>
19年9月	追加関税第4弾			
	対象品目	追加税率	対象品目	追加税率
	3,805品目 (携帯電話、ノートパソコン、玩具など約2,600億ドル分)	10%		

[注]①2018年データに基づく。②ピーターソン国際経済研究所の推計による。各措置発動後の米国の対中平均関税率。2017年時点のMFN税率(3.1%)を基に、同年の品目別貿易額で加重平均して税率を算出。
[資料]米大統領府ウェブサイト、ピーターソン国際経済研究所、各国貿易統計から作成

Copyright (C) 2019 JETRO. All rights reserved.

根底に米国の安全保障戦略

『国家安全保障戦略』(2017年12月)

- ❖ 中国とロシアを米国への挑戦者、競争相手と明記。
- ❖ 強くて守りの固いサイバーインフラが経済成長を促し、自由を守り国家安全保障を進歩させる。

“経済安全保障は国家安全保障である”

世界の競争の中で米国がさらに繁栄するために

- 貿易不均衡解決のためのフェアで互恵的な経済関係
- 米国は研究開発の先頭に立ち続けねばならない(特に経済成長と防衛に重要な新興技術にプライオリティ)
- 知的財産を不当に取得する競争相手から米国経済を守らねばならない。

(資料) National Security Strategy of the United States of America, December 2017から抜粋

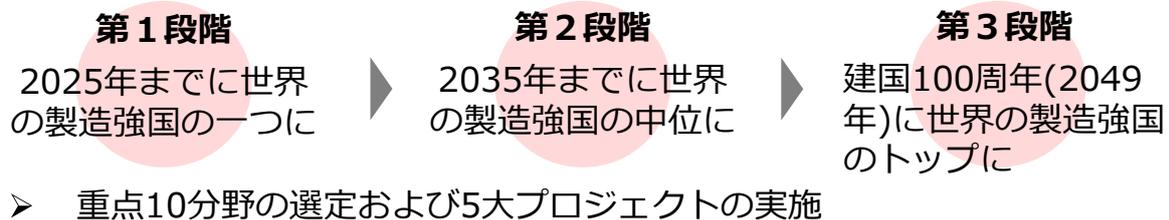
背景に中国の台頭—中国製造2025

- 「製造大国」から「製造強国」への転換を企図。2015年5月より「中国製造2025」を展開。

〔中国の問題意識〕

- ・イノベーションの投入やイノベーションによる発展の理念が欠如。
- ・メイド・イン・チャイナは一流の品質・製品を意味しない。
- ・真に国際競争力を備えた企業が少なく、多国籍企業のリーダーを担える人材も少ない。
- ・省エネ・排出削減と発展の両立への対応が求められている。
- ・人口ボーナス消失に伴い、新たな発展には知識や技能を備えた人材が求められている。

「中国製造2025」：3段階で「製造強国のトップ」を目指す



世界では地域横断型FTAの比率が拡大

- 世界の発効済み自由貿易協定(FTA)の件数は2019年6月末時点で314件と、前年同期の307件から増加した(ジェトロ調べ、関税同盟並びに特惠貿易協定を含む)。2000年以降活発になった地域横断的にFTAを結ぶ動きは継続している。2015~19年に発効したFTAのうち地域横断型FTAが占める比率は53.7%に上る。
- TPP11発効により、加盟国のいずれの国でもTPP11のFTAカバー率が上位となり、同協定が創出する経済圏の大きさが確認できる。

2018年以降発効したFTA

地域	国・地域	発効年月
アジア	シンガポール・スリランカ	2018年5月
	ASEAN・香港	2019年6月
大洋州	チリ・ウルグアイ	2018年12月
	アルゼンチン・チリ	2019年5月
米州	中国・ジョージア	2018年1月
	台湾・パラグアイ	2018年2月
	EFTA・フィリピン	2018年6月
	台湾・エスワティニ王国	2018年12月
	環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的な協定(CPTPP)	2018年12月
	日本・EU	2019年2月
	香港・ジョージア	2019年2月

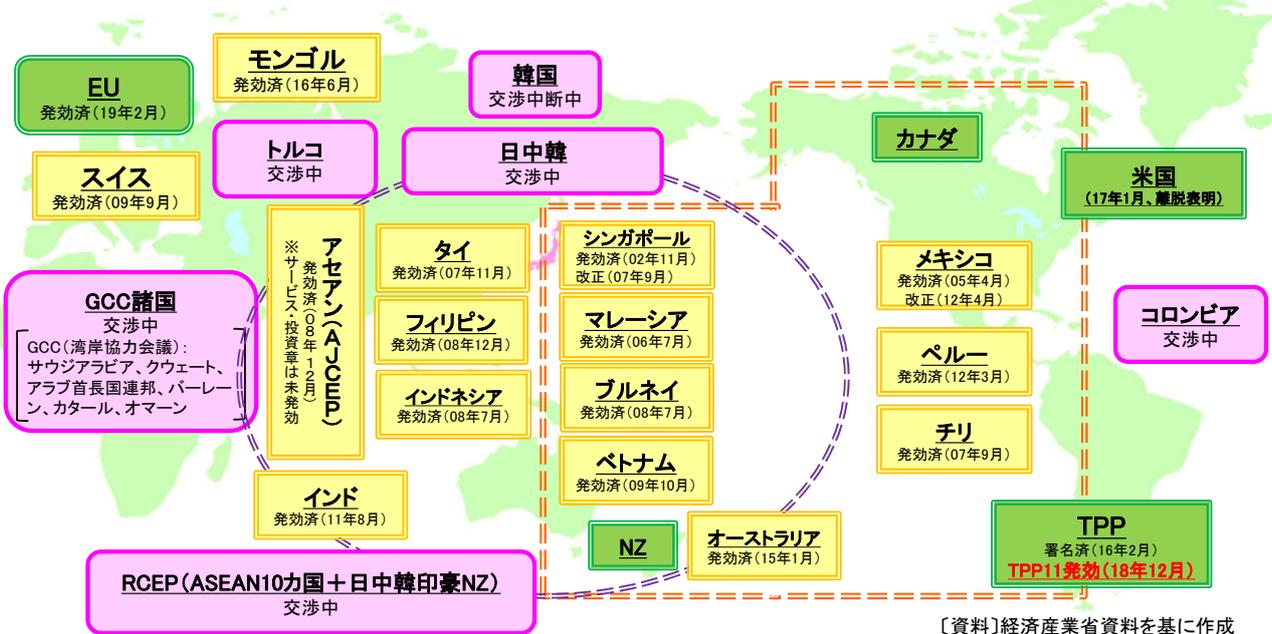
〔資料〕WTO、各国・地域政府・機関資料から作成



〔資料〕WTO、各国政府・機関資料から作成

日本のFTA(EPA)取組状況

- **発効済(14カ国3地域)**:シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、オーストラリア、モンゴル、TPP11、EU
 - **署名済(1地域)**:TPP(米国を含むTPP署名のステータスが該当)
 - **交渉中(4カ国3地域)**:GCC(湾岸協力会議)、カナダ、コロンビア、日中韓、RCEP、トルコ、韓国(中断中)
- (注)日本のFTAは、「経済連携協定(EPA)」の呼称が用いられてきたが、「EPA」はFTAの固有名詞と考えて問題ない。



[資料]経済産業省資料を基に作成
 Copyright (C) 2019 JETRO. All rights reserved.

「収穫期」に突入した日本のFTA

- ジェトロのアンケート調査によると、日本企業のASEAN諸国向け輸出におけるFTA利用率が近年上昇している。また、インド向け輸出におけるFTA利用率の上昇幅が8.3%ポイントと、FTA発効国の中では最も高い。
- タイ・ベトナム向け輸出におけるFTA利用状況を業種別にみると、「医薬品・化粧品」の利用率の増加幅が最大となった。ASEAN諸国における、美容に対する意識の高まり、日系ドラッグストアの進出や訪日観光客の急増に加え、FTA税率の低下も日本からの輸出を後押ししている。
- FTAに基づく関税撤廃は、即時撤廃のほか、段階的に行われ、発効10年以上を経過して無税となる品目も多い。アジア諸国とのFTAは発効から概ね10年程度が経過し、FTAがいわば「収穫期」を迎えたと言えよう。

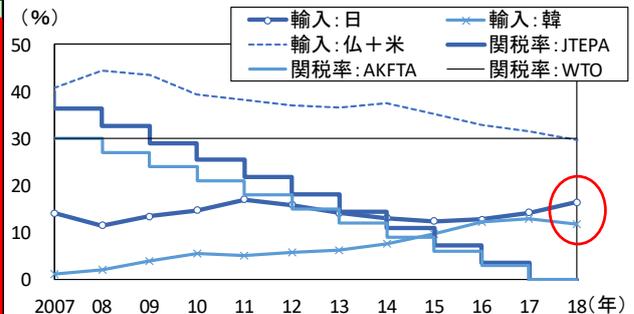
日本企業の輸出におけるFTA利用状況(主要FTA別、時系列)

調査年度	利用率	FY16→FY18	
		利用率	変化
全体	FY16(n=1,234) FY17(n=1,347) FY18(n=1,472)	45.1 44.9 48.2	+3.1
タイ	FY16(n=824) FY17(n=875) FY18(n=957)	47.2 46.7 49.0	+1.8
ベトナム	FY16(n=575) FY17(n=646) FY18(n=727)	33.7 32.8 40.2	+6.4
インドネシア	FY16(n=554) FY17(n=579) FY18(n=597)	39.2 41.3 44.6	+5.4
マレーシア	FY16(n=532) FY17(n=547) FY18(n=580)	31.6 29.3 33.3	+1.7
フィリピン	FY16(n=383) FY17(n=412) FY18(n=466)	26.1 26.2 30.0	+3.9
インド	FY16(n=354) FY17(n=376) FY18(n=382)	29.1 28.2 37.4	+8.3

[注]① 全体の母数は、調査時点でFTAが発効済みの対象国・地域のいずれか一つ以上に輸出を行っている企業数。ただし、FTA利用状況について無回答・不明の企業を除く。
 ② 当該国・地域への輸出を行っている企業が多いFTAが発効(調査時点)している6カ国を掲載。

[資料]「日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」(ジェトロ)から作成

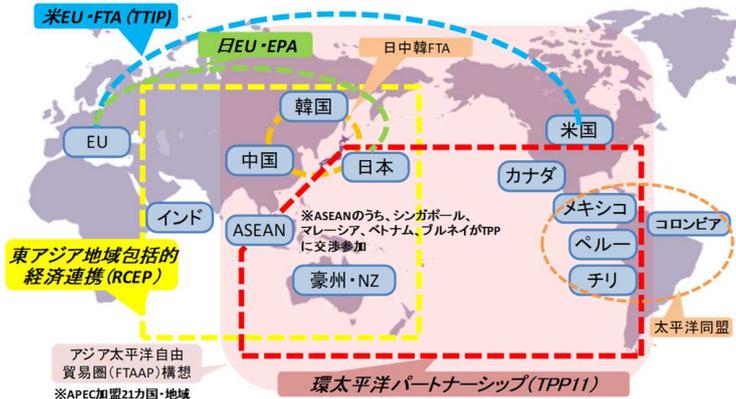
タイにおける化粧品の一部(HS330499)の輸入額シェアと関税率推移



[注]①18年の輸入上位4カ国(フランス、日本、韓国、および米国)で全体の58.1%を占める。
 ②JTEPAは日・タイ経済連携協定、AKFTAはASEAN韓国自由貿易協定を指す。
 ③関税引き下げは協定書記載ベース。
 [資料]Global Trade Atlas(IHS Markit)、JTEPA協定書(外務省)、AKFTA協定書(ASEAN事務局)、タイ税関ホームページから作成

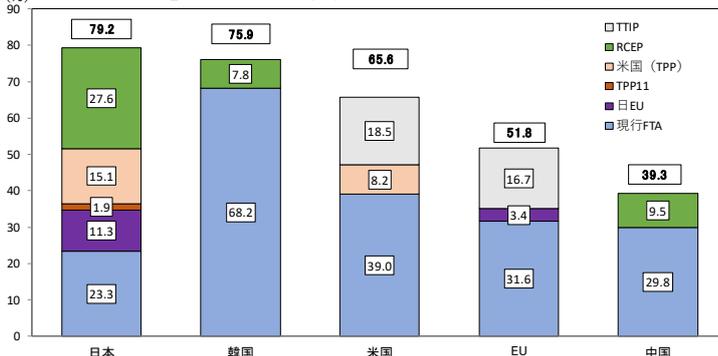
世界の「メガFTA」と経済規模

主要な「メガFTA」マップ



注: 各種資料からジェトロ作成。

「メガFTA」が発効した主要国・地域のFTAカバー率(2017年)



[注] EUは域内貿易を除く。中国は香港、マカオを除く。日本の合計値は、TPP&RCEPにおける重複を除く。日中韓はRCEPに内包するので記載していない。少数点第2位を四捨五入した。「米国 (TPP)」の15.1%は米国のみ。
[資料] 各国貿易統計から作成

「メガFTA」のGDP・人口規模(2017年)

メガFTA別	名目GDP		人口		国・地域数
	兆ドル	対世界構成比 (%)	億人	対世界構成比 (%)	
環太平洋パートナーシップ (TPP11)	10.6	13.3	5.1	6.7	11
TPP11 + 米国	30.0	37.6	8.3	11.0	12
東アジア地域包括的経済連携 (RCEP)	25.4	31.8	35.8	47.4	16
日中韓自由貿易協定 (日中韓)	18.4	23.1	15.6	20.7	3
日EU経済連携協定 (日EU)	22.2	27.8	6.4	8.5	29
米・EU (TTIP)	36.7	46.0	8.4	11.1	29
日本が参加するメガFTA TPP11+RCEP+日中韓+日EU	46.0	57.6	43.1	57.0	48
日本が参加するメガFTA TPP12+RCEP+日中韓+日EU	65.4	81.9	46.3	61.4	49
米国が参加するメガFTA TTIP	36.7	46.0	8.4	11.1	29
米国が参加するメガFTA TTIP+TPP12	47.3	59.2	13.4	17.8	40
EUが参加するメガFTA 日EU+TTIP	41.6	52.1	9.6	12.8	30
中国が参加するメガFTA RCEP+日中韓	25.4	31.8	35.8	47.4	16
アジア太平洋自由貿易地域 (FTAAP)	47.8	59.9	28.9	38.3	21
世界	79.9	100.0	75.5	100.0	217

[注] 名目GDP、人口ともに2017年の数値。

[資料] "World Economic Outlook", April 2018 (IMF), "World Development Indicators" 2017年7月26日更新 (World Bank) から作成

Copyright (C) 2019 JETRO. All rights reserved.

本日お話しする内容

1. 日本貿易振興機構 (ジェトロ) の紹介
2. 世界と日本の貿易
(皆様のビジネスにどう影響するのか)
3. 外国人材活用に向けて
(高度外国人材の活用をお手伝いします)
4. ジェトロ北海道のとりくみ

日本に在留している外国人について

✓日本に在留する外国人は**2018年末時点で総計273万人***。中長期で滞在する外国人は、原則として出入国管理及び難民認定法（入管法）によって、在留資格を取得する必要がある。入管法は2019年4月に改正され、現在在留資格は**29種類**となっている。在留資格の種類によって**就労が認められているものと、認められないものがある**

* 在留資格「外交」「公用」「短期滞在」で滞在するものを除く
* 特別永住者321,416人を含む数字。中長期在留者数は240,9677人

就労が認められる在留資格
(活動制限あり)
679,040人

外交、公用、教授、芸術、宗教、報道、高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、技能実習、特定技能

身分・地位に基づく在留資格
(活動制限なし) 1,143,961人

永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者

就労の可否は指定される活動によるもの 62,956人

特定活動

就労が認められない在留資格*
523,720人

文化活動、短期滞在、留学、研修、家族滞在

* 資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる

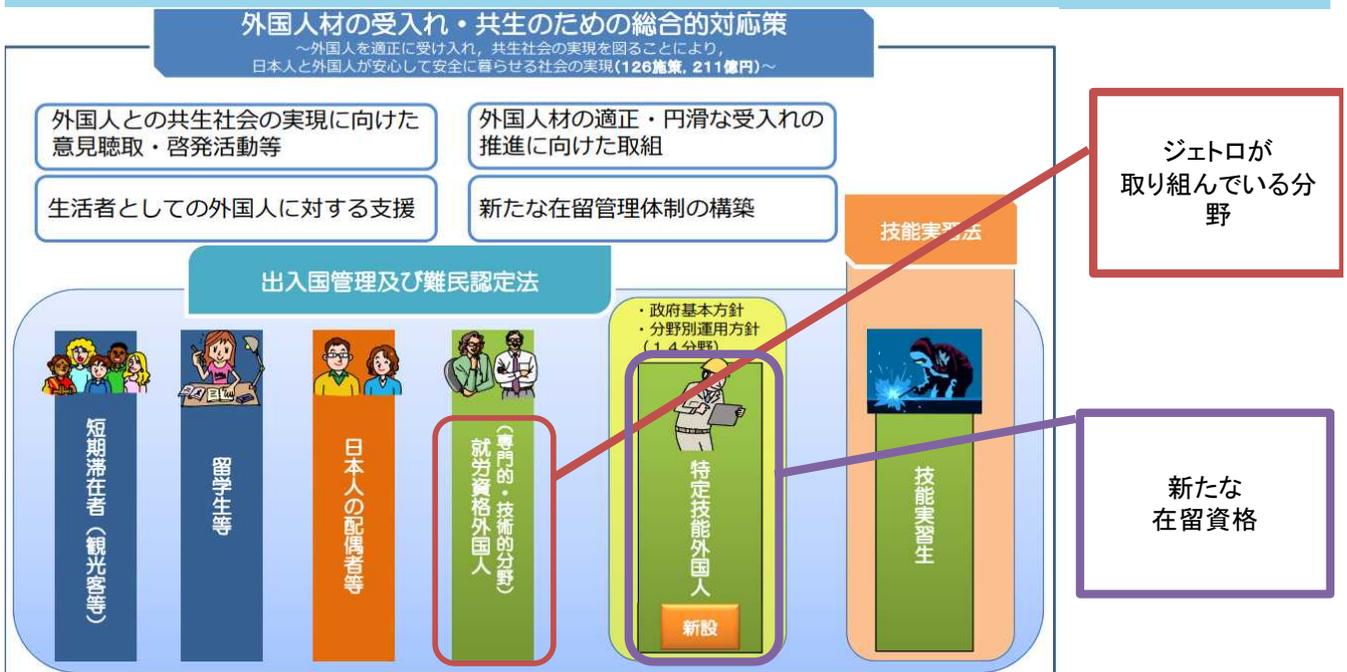
33

Copyright (C) 2019 JETRO. All rights reserved.

※法務省「入管法上の在留資格」および「平成30年末現在における在留外国人数について」よりジェトロ作成

新たな外国人材の受入れとの関係

✓2018年12月の入管法の改正を受け、4月1日より新たに「特定技能」が設けられた



法務省出入国在留管理庁「新たな外国人材の受入れについて」より抜粋

34

Copyright (C) 2019 JETRO. All rights reserved.

高度専門職と「高度外国人材」

✓政府は海外の優秀な人材＝高度外国人材の呼び込み促進の施策として2012年5月より「高度人材ポイント制」を設けている。この制度の基準において、**一定得点以上に達した者は入管上の優遇措置を受けられる**。同制度は2015年4月からは在留資格「高度専門職」として整備されるとともに、2017年4月に改正、永住権申請までの期間が最短1年となり、**「日本版高度外国人材グリーンカード」と呼ばれる世界最速級の申請が可能になった**

✓高度外国人材活躍推進プラットフォームの取り組みにおいては、在留資格「高度専門職」の対象となる人々を含めた形で、**学歴・職種・在留資格の3つの要件から「高度外国人材」を定義している**。

高度外国人材とは…

「高度専門職」が含まれる

在留資格で見ると…

いわゆる「**専門的・技術的分野**」に該当するもの

職種で見ると…

研究者やエンジニア等の専門職、海外進出等を担当する営業職、法務・会計等の専門職、経営に関わる役員や管理職等に従事するもの

学歴で見ると…

日本国内または海外の大学・大学院卒業同等程度の最終学歴を有しているもの

“高度外国人材の卵” 外国人留学生について

✓日本政府は「留学生30万人計画」等を通じて積極的な留学生の呼び込みを推進してきた。日本における就職を希望する外国人留学生は全体の約64%*にのぼり、「高度外国人材の卵」として期待される一方、日本国内に就職している者の割合は3割程度*にとどまる

✓2018年5月1日時点で**留学生は298,980人**。このうち**アジア地域からの留学生が93.4%**、欧州・北米地域からの留学生が合わせて4.5%を占める



ベトナムからの留学生数はここ数年で急伸。企業の海外展開ニーズも高まる中、有力な母集団になっています。

1位	中国	114,950
2位	ベトナム	72,354
3位	ネパール	24,331
4位	韓国	17,012
5位	台湾	9,524
6位	スリランカ	8,329
7位	インドネシア	6,277
8位	ミャンマー	5,928
9位	タイ	3,962
10位	バングラデシュ	3,640

2018年5月1日現在

企業情報の掲載について

- ✓「高度外国人材に関心のある企業」から**自社情報の提供を受け付け**
- ✓ジェットロで審査・確認の上で**ポータルサイト上に掲載。日本語・英語の両方で全世界に対し発信が可能に**
- ✓「伴走型支援」を受けている企業には、掲載にあたりジェットロがサポートします



掲載可能な内容

- 企業名、所在地、お問い合わせ先など
- 自社のPR文
- どんな高度外国人材を求めているか
- 高度外国人材の採用希望の有無
- 高度外国人材の採用実績
- インターンシップ受け入れの可否
- 英語での対応の可否...etc



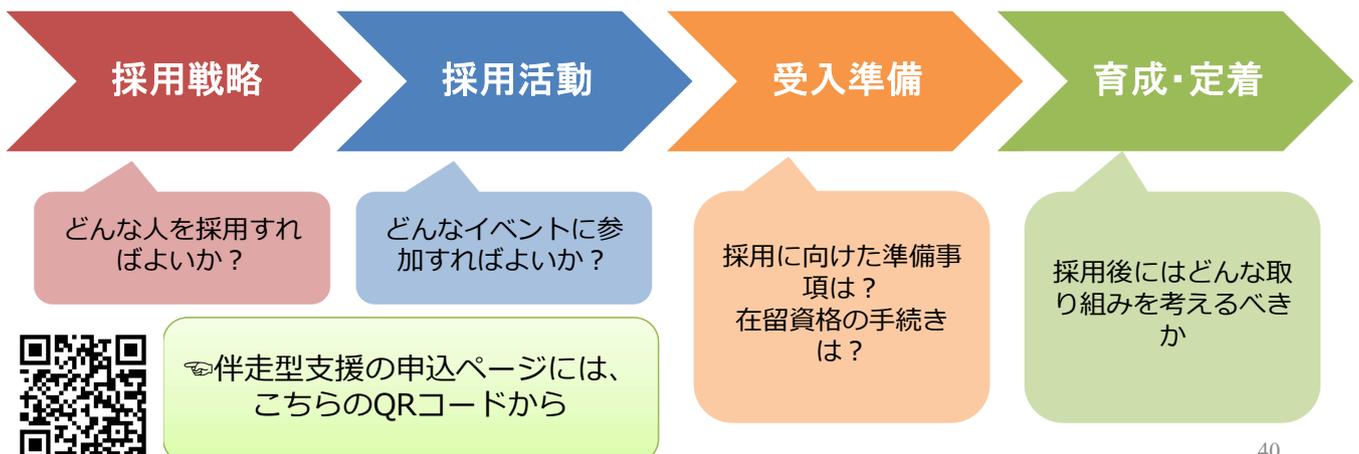
こちらのQRコードからアクセス

※本サービスの利用に当たっては利用規約への同意が必要になります
 ※上記サービスは、予告なく変更の可能性がございますことを予めご了承ください

39

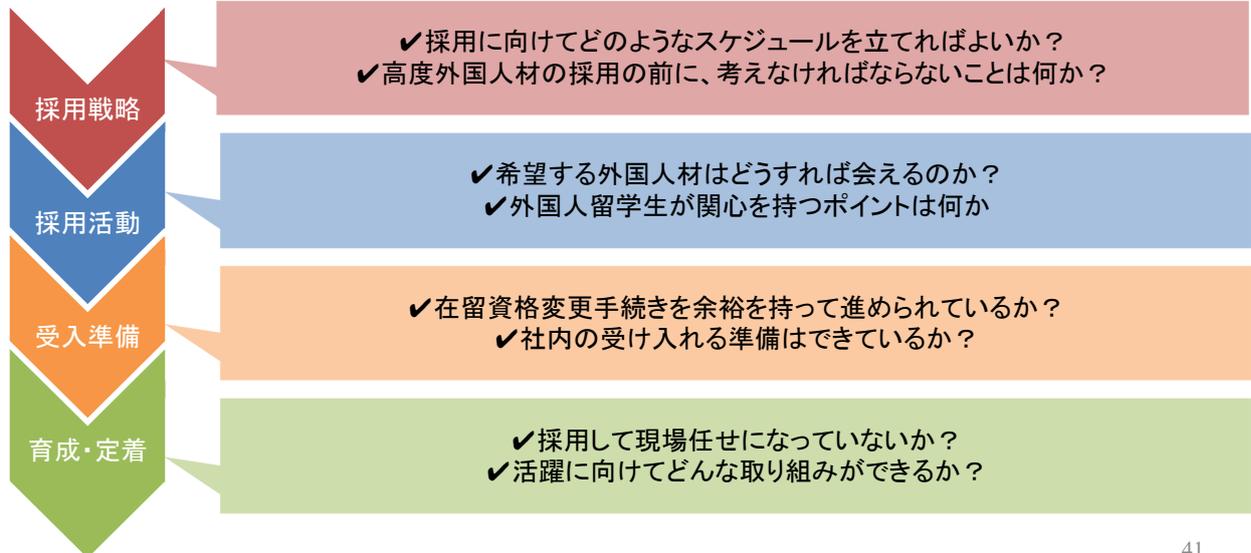
コーディネーターによる伴走型支援サービスについて

- ✓高度外国人材に関連した取り組みは全国各地で行われているが、なかなか知られていない状況。ジェットロは**高度外国人材の力で海外ビジネスの拡大を検討する中堅・中小企業のみなさまに効果的に関連施策をご利用いただくため、専門家による伴走型支援を無料で実施**
- ✓伴走型支援では企業の段階に合わせ高度外国人材を採用し、育成・定着に至るまでの**ステップを整理、目標の実現に向けて継続的にサポート**



高度外国人材活用に向けた4つの段階

- ✓ ジェトロは、伴走型支援での企業の高度外国人材活用に向けた情報提供にあたり、取り組みを4つの段階に分けてアドバイスをを行います
- ✓ 4つの段階についてご説明をしながら、あわせて伴走型支援でどのような内容をアドバイスしていくか、その一部についてご紹介



41

Copyright (C) 2018 JETRO. All rights reserved.

採用戦略を固める

- ✓ 高度外国人材の採用の最初のポイントは採用目的を明確にすること
- ✓ 入社時期はいつか、社内ではどんな業務を担う予定か、など諸条件を検討することで、求める人材像の具体化が可能
- ✓ また、在留資格の取得の上で「本人の専門性（大学での専攻）と業務内容が一致する」必要があることから、手続き面での下準備につながる

チェックポイント

- 採用までの計画
- どんな業務を任せるか
- どの専攻に絞るか
- どの程度の日本語能力を求めるか
- キャリアプランは決まるか

参考：日本語能力試験と目安

級	認定の目安	認定者数 (2018年第2回)
N1	幅広い場面で使われる日本語を理解することができる	33,524人 (うち国内12,015人)
N2	日常的な場面で使われる日本語の理解に加え、より幅広い場面で使われる日本語をある程度理解することができる	57,184人 (うち国内19,661人)
N3	日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる	44,717人 (うち国内16,690人)

日本語能力を条件とすることで、採用対象を極端に絞り込まないよう留意

42

独立行政法人国際交流基金「N1~N5認定の目安」および「過去の試験のデータ」よりジェトロ作成

Copyright (C) 2018 JETRO. All rights reserved.

採用活動を進める

- ✓アプローチにおいては、求人を出すとともに、自治体等の実施するイベントに参加するなどが考えられる
- ✓イベントへ来る採用希望者が採用対象として望ましいかも要確認
- ✓大学なども就職促進に向けてインターンシッププログラムを実施しているところがある。教育機関に直接アプローチすることも視野

チェックポイント

- どれだけの手間をかけるか
- 想定した層にアプローチできているか
- 魅力は発信できているか

掲載はこちらのQRコードから



参考: 高度外国人材活躍推進ポータル 企業情報の掲載



ジェトロのポータルに自社情報の掲載が可能。外国人材向け自社PRの一助に

ポータルサイトへの企業情報掲載を契機に外国人材に訴えかけたい要素の検討を

43

入社前の準備事項

- ✓内定から入社までの間の準備事項は手続きから社内の準備まで様々
- ✓外国人雇用に当たって一番特徴的な手続きは**在留資格**（多くの場合「技術・人文知識・国際業務」の資格）
- ✓並行して社内の準備として受け入れ部署を中心とした説明を行い、受入に向け事前に準備事項を確認しておくこと

チェックポイント

- 国内在住か海外からの呼び寄せか
- 在留資格申請スケジュールに余裕はあるか
- 社内受け入れ部署は高度外国人材採用の趣旨を理解しているか

在留資格関連手続きについて

日本国内にいる留学生



在留資格変更の手續
(留学から就労へ)

海外在住の高度人材



在留資格認定証明書
(COE) 交付申請

国内在住か海外在住かでプロセスが異なるので留意

44

在留資格の許可／不許可について

✓在留資格の変更に当たっての諸条件のひとつとして、行おうとする活動（入社後の業務）が、在留資格の定める内容に該当する必要がある留学生在が「技術・人文知識・国際業務」への在留資格変更許可申請を行う場合の許可・不許可について、法務省はガイドラインを公開している

不許可事例

教育学部を卒業した者を、弁当加工工場において弁当の箱詰め作業をさせる

情報システム工学科を卒業した者を、本邦の料理店にて、コンピューターによる会社の会計管理（売上、仕入、経費等）、労務管理、顧客管理（予約の受付）に関する業務をさせる

この業務は人文科学の分野に属する知識を必要とするものとは認められない

会計管理及び労務管理については、従業員が**12名という会社規模から、十分な業務量があるとは認められず**、顧客管理の具体的な内容は電話での予約受付・帳簿記帳であり、この業務は自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を必要とするとは認められない

法務省ガイドライン原文はこちらのQRコードから



45

社内の受入れの準備はできているか

- ✓採用後のトラブルを防ぐには「日本人の社員たちとどのような点で異なっており、マイナスが生じる可能性があるか」に配慮する必要がある
- ✓具体的にはフォローアップのできる体制や異文化コミュニケーション、また、長期的なキャリアに関する認識の共有などの観点から取り組みを進めていく余地がある

チェックポイント

- 日本語力の差は障害となっていないか
- フォローアップできる体制は整っているか（メンター制度／バディ制度の導入など）
- 文化が異なることを前提とした配慮は企業として取り組んでいるか

参考：厚生労働省の好事例集



高度外国人材を採用した企業の好事例を特集

詳細はこちらのQRコードから



46

本日お話しする内容

1. 日本貿易振興機構(ジェトロ)の紹介
2. 世界と日本の貿易
(皆様のビジネスにどう影響するのか)
3. 外国人材活用に向けて
(高度外国人材の活用をお手伝いします)
4. ジェトロ北海道のとりくみ

Copyright (C) 2019 JETRO. All rights reserved.

日本貿易振興機構(JETRO)について

48

■名称	独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ) JAPAN EXTERNAL TRADE ORGANIZATION (JETRO)
■根拠法	独立行政法人日本貿易振興機構法 (2002年12月13日法律第172号)
■設立	2003年10月1日(平成15年)
■事務所数	国内 本部(東京) 大阪本部、JFOODO アジア経済研究所 貿易情報センター 47事務所 海外 54カ国 74事務所
■ジェトロの目的	(独立行政法人日本貿易振興機構法(第3条)) 「我が国の貿易の振興に関する事業を総合的かつ効率的に実施すること並びにアジア地域等の経済及びこれに関連する諸事情について基礎的かつ総合的な調査研究並びにその成果の普及を行い、もってこれらの地域との貿易の拡大及び経済協力の促進に寄与することを目的とする。」



◎北海道には北海道貿易情報センター(札幌)(地域統括拠点)に加えて、**旭川、帯広、函館に貿易投資相談窓口(3カ所)**を各商工会議所内に設置。

◎輸出促進(農林水産物・食品のみならず機械等も)、中堅中小企業の皆様の海外展開支援、対日投資の促進を実施

ジェトロ北海道貿易情報センター (TEL: 011-261-7434)
 ☆旭川相談窓口 (Tel: 0166-29-1911)
 ☆函館相談窓口 (Tel: 0138-21-4022)
 ☆帯広相談窓口 (Tel: 0155-20-3076)

札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センター9階
 旭川市常盤通1丁目 道北経済センター3階(旭川商工会議所内)
 函館市若松町7-15 函館商工会議所ビル3階
 帯広市西3条南9-1 帯広経済センタービル5階(帯広商工会議所内)

基本認識および課題

【未来投資戦略】(2018年6月閣議決定)

1. 外国企業の対内直接投資残高35兆円
2. ユニコーン/上場ベンチャー企業20社創出
3. 農林水産物・食品の輸出額1兆円
4. 中堅・中小企業の輸出額・現地法人売上高倍増

【JETRO第5期中期目標】

- ①対日直接投資・スタートアップの海外展開等を通じたイノベーション創出支援
- ②農林水産物・食品の輸出促進
- ③中堅・中小企業等など我が国企業の海外展開支援
- ④我が国企業活動や通商政策等への貢献

【鈴木知事道政執行方針】(2019年6月) (基本姿勢)

1. ピンチをチャンスに変える
2. 新たな発想で攻める
3. 地域とともに考え、行動する

・農林水産物・食品輸出目標1,500億円や外国人観光客年間500万人達成に向けた連携。

- ①世界に売り込む
北海道ブランドの確立と戦略的活用
- ②世界とつながる
国際交流網の拡大・物流機能の強化
- ③世界と向き合う
世界情勢の変化への機動的で柔軟な対応

ジェトロ北海道のとらきみ

(1) 農林水産物・食品や機械工業品等の輸出促進

北海道、札幌市、経済団体等と連携し、事業を戦略的に実施。各企業等の準備状況、戦略にあわせて、個別に企業を支援。海外ビジネスを担う高度人材の採用、育成を支援。企業等が保有する知的財産権について、権利化の支援、権利の保護、権利の活用を促進。

(2) 中堅・中小企業等の海外展開支援

製造業、サービス産業など、海外の成長力を取り込むため、海外に展開する企業を支援。「新輸出大国コンソーシアム」による支援機関の連携や、パートナー、エキスパート、コンシェルジュの総力を結集して事業者を切れ目なく支援。

(3) 外資系企業誘致(対日直接投資)の促進

外資企業の誘致を通じて、北海道の人材定着に貢献するとともに、技術革新、産業の活性化につなげる。外資の知恵と資金を活用することで、地域の課題解決と地方創生を目指す。道内市町村と協力し、案件の発掘から企業の設立、その後のフォローアップを行い、外資の定着支援を行う。

(4) 北海道の実情に沿った貿易・投資事業の実施

道内企業の実情に即した支援を行うため、貿易相談、セミナーなど、ニーズに応じて、きめ細やかな支援を実施する。ジェトロのサービス、事業を積極的に紹介するとともに、海外に展開できる商品力等をもつ企業を発掘する。

ジェトロ北海道の事業

	海外に関心を持つ	戦略を策定する	商談に臨む	取引を拡大する
単 独 で	ジェトロウェブサイトによる情報収集(国・地域別情報、調査レポート)、オンライン貿易実務講座、引き合いデータベース(TTTP)			
	ジェトロが保有する資料閲覧(各国ビジネス情報、品目別海外情報、貿易実務、契約書サンプルなど)			
	札幌、旭川、帯広、函館の各拠点での貿易投資相談、ライブラリー(札幌)など			
み ん な で	セミナー、勉強会、講座等の開催 (主催、共催、後援) (講師派遣) (海外市場視察、交流会)	商談会、見本市等 (バイヤー招へい) (海外商談会) (見本市出展支援)	商談会、見本市等 (JFOODOとの連携) (プロモーション事業)	
個 別 に 支 援	新輸出大国コンソーシアムによる個別企業支援			
	輸出プロモーター(農林水産物・食品)による個別企業支援			

- ◆ お客様の準備段階に応じてジェトロの支援メニューを用意
(海外に関心がある段階、海外戦略を策定する段階、商談に臨む段階、商流を構築する、商流を太くする段階)
- ◆ 支援メニューの利用方法も「単独で」、「みんな(グループ)で」、「個別に」など、希望に応じてを用意(お客様独自で活動したい。グループで海外に売り込みなど。)
- ◆ 専門家を派遣し、個別支援(新輸出大国コンソーシアム事業)では、戦略策定から商談同行などのお手伝い。

海外ビジネスに取り組む自治体や企業の皆さまのご要望に合わせ、
各種の支援メニューを取り揃えています。

「何から手をつけてよいかわ
からない」から承ります

海外ビジネス成功を目指す自治体、企業の皆さまの声

ぜひジェットロにご連絡を！

■ 海外のビジネス情報を入手したい。

WEBサイト、貿易投資相談

■ 海外ビジネスに関心があるので、話を聞いてほしい

貿易投資相談

■ 海外ビジネス情報を地元で入手したい

セミナー開催、講師派遣

■ 海外出張の際に、現地で話を聞いてみたい

出張計画の段階からの相談、歓迎です

海外事務所での情報提供
(海外フリーフィングサービス)

■ ビジネスのきっかけがほしい、商談したい

バイヤーの招へい、商談会開催
見本市出展アレンジ

■ 地元の特産品の輸出可能性を知りたい
(オーダーメイドで調べて欲しい)

簡便な調査
(海外コーディネータ相談サービス、ミニ調査)
受託事業



Copyright (C) 2017 JETRO. All rights reserved.



Copyright (C) 2019 JETRO. All rights reserved.

ジェットロの連絡先

★お気軽に、ジェットロまでご連絡ください！

ジェットロ北海道貿易情報センター (TEL : 011-261-7434)

〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センター9階

☆旭川相談窓口 (Tel:0166-29-1911)

〒070-8540 旭川市常盤通1丁目 道北経済センター3階(旭川商工会議所内)

☆函館相談窓口 (Tel:0138-21-4022)

〒040-0063 函館市若松町7-15 函館商工会議所ビル3階

☆帯広相談窓口 (Tel:0155-20-3076) *現在空席

〒080-8711 帯広市西3条南9-1 帯広経済センタービル5階(帯広商工会議所内)

メールマガジン「ジェットロ北海道メールニュース」(無料)～月2回程度配信

ジェットロ北海道のイベントをご案内していますので、ぜひご登録ください！

<http://www.jetro.go.jp/jetro/japan/hokkaido/mail.html>

ジェットロのウェブサイト

<https://www.jetro.go.jp/>

講演会を終えて

当協会は公益事業の一環として、土地改良研修会を年数回開催しております。

今回は、「世界の貿易投資動向とジェトロ北海道の取り組み」

ー米中貿易戦争など保護貿易の動きとグローバル化ー

と題して、日本貿易振興機構ジェトロ北海道貿易情報センター所長 白石 薫 様からご講演を頂きました。

今後も、こうした形での情報提供を行ってまいりたいと考えておりますので、ご支援とご協力をお願いいたします。

講師：白石 薫 氏の職歴

1965 年 生 新潟県出身 山口大学技術経営研究科修了(2009 年)

1989 年 日本貿易振興会（現日本貿易振興機構）入会

1998 年 ジェトロマニラセンター事務員（情報収集・調査担当）

2006 年 ジェトロ山口貿易情報センター 所長

2008 年 ジェトロ東京本部 貿易開発部 アジア支援課長

2010 年 ジェトロカラチ事務所長

2014 年 ジェトロ東京本部 農林水産・食品部 農林水産食品課長

2012 年 ジェトロ地域総括センター長（北海道）

ジェトロ北海道貿易情報センター所長

現在に至る

令和元年度 第1回土地改良研修会 講演録

発行 一般社団法人 北海道土地改良設計技術協会

〒060-0807 札幌市北区北7条西6丁目2-5 NDビル

TEL 011-726-6038 FAX 011-717-6111

URL: <http://www.aeca.or.jp/>

写真：第33回北の農村フォトコンテスト 「光風霽月」（撮影場所：美瑛町）

